



現代制度派経済学序説(1) :  
制度派経済学の定義,制度派経済学の人間行動のとり  
え方をめぐって

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 上村, 雄彦 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00001774">https://doi.org/10.24729/00001774</a>

# 現代制度派経済学序説(1) —

制度派経済学の定義，制度派経済学  
の人間行動のとらえ方をめぐって

上 村 雄 彦

## I. はじめに

K. William Kapp, 及び Gunnar Myrdal の若干の論文を参考にしながら<sup>(1)</sup> 制度派経済学の目的，範囲，方法等をめぐって，一つの概論的な考察を行い，その今日的な意義を明らかにすることが，本論稿の狙いである。なお現代制度派

(1) 参考にした主要論文は次の如くである。

K. William Kapp. ① In defense of institutional economics, Swedish Journal of Economics LXX, No. 1, 1968, pp. 1-18 (柴田・鈴木訳「環境破壊と社会的費用」, 岩波書店, 1975 所収) ② The nature and significance of institutional economics, Kyklos XXIX, No. 2, 1976, pp. 209-32 ③ The Open System Character of the Economy and its Implications, In Kurt Dopfer (ed.), Economics in the Future : Towards a New Paradigm, London : Macmillan 1976 (K. ドップァー編著「これからの経済学」, 都留重人監訳, 岩波書店, 1978 所収) ④ Social Economics and Social Welfare Minima, In T. K. N. Unnithan et al (eds.), Toward a Sociology of Culture in India, Essays in Honour of Prof. Dr. D. P. Mukerji, New Dehi : Prentice Hall of India 1965, pp. 1-12 (柴田・鈴木訳「環境破壊と社会的費用」, 岩波書店, 1975 所収)。なおこの論文は原文が入手出来ず, 邦訳を利用している。

Gunnar Myrdal. ⑤ The meaning and validity of Institutional Economics, In Kurt Dopfer (ed.), Economics in the Future : Toward a New Paradigm, London : Macmillan 1976 (K. ドップァー編著「これからの経済学」, 都留重人監訳, 岩波書店, 1978 収所) ⑥ The Unity of Social Sciences, Plenory Address to the Society of Applied Anthpology, Amsterdam, March 21, 1975.

経済学という名称は、制度派経済学<sup>(A)</sup> から強い影響を受けている現代の経済学者、例えば、G. Myrdal, K. W. Kapp, J. K. Galbraith 等の学説を意識しつつ選ばれたものであることを述べておこう。

(A) 塚本隆夫は“ヴェブレンとダーヴィン主義—ヴェブレンの A. スミス批判をめぐって”(経済社会学会編, ヴェブレンと制度学派, 経済社会学会年報. IV. 1982, 所収 p. 51~p. 53) の中で制度派経済学について次の様に述べている。

①, A. G. Gruchy は制度派経済学を T. B. Veblen (1857~1929) を創始者とする経済学史上の固有な一学派であると述べているが、この考え方は T. Homan (An Appraisal of Institutional Economics, the American Economic Review, vol. 22 No. 1 1932) の批判にも拘らず、大方の支持を得ている。②, Veblen は 19 C 末から 20 C 初頭にかけて既存の経済理論の批判的研究を通して「新しい経済学」を構築していった、この経済学は T. R. Commons (1862~1945), W. C. Mitchell (1874~1948) 等の手によって逐次発展させられ、一般に「制度派経済学」として知られる様になった。③この経済学は 1920 年代に一応の成熟期を迎えたが、1929 年から始まる大不況は制度派経済学のその後の展開に大きなインパクトを与えることになった。とりわけ J. M. Keynes の経済学の登場はアメリカ経済学の状態を大きく変え、このため制度派経済学は J. M. Clark, R. G. Tugwell, G. Means 等によって受け継がれたもののこれ以降一時停滞したかの様にみられた。④しかし近年制度派経済学は南北問題の激化、先進諸国内での新たな社会的、経済的問題の深刻化、環境問題の出現等と更にこうした諸問題に対する主流派経済学の「危機」(John Robinson, The second crisis of economic theory, The American Economic Review, vol. 62 No. 2 1972. 経済学の第 2 の危機「中央公論」1972. 7) と呼応して再び注目されてきている。実際この経済学は、K. G. Myrdal, K. W. Kapp, J. K. Galbraith 等に重大な影響を与えてきている。また「進化論的経済学会」(The Association for Evolutionary Economics) の活動やその機関誌 Journal of Economic Issues の発行などにみられる一連の動きは、ヴェブレン経済学をはじめとする制度派経済学の復興再評価の機運の高まりとして理解できよう。

なお本論稿では institutional economics を制度派経済学と訳しこの用語を用いることにする。この外に institutionalism, evolutionary economics という呼び方も可能である、又、Kapp は制度派経済学または社会経済学 (Social Economics) といういい方をしている(柴田, 鈴木訳「環境破壊と社会的費用」所収の論文“社会経済学と社会的厚生の必要最低限” p. 161.)

## II. 制度派経済学の定義をめぐって

1. 制度派経済学（以下 Ins. Ecs. と略称する）の定義は L. Robbins の提示した経済学の定義と鋭い対照を示している。従って2つの定義を比較しながら考察を進めることが有効であろう。L. Robbins の定義は次の如くである。即ち、代替的な複数の用途 (alternative uses) に役立つ稀少なる諸手段 (scarce means) と諸目的 (ends) との間の関連としての人間行動 (human behaviour) の研究<sup>(2)</sup>、これが経済学の課題である、がそれである。Kapp はこの様な Robbins の主張を稀少性の影響下にある特殊な行動様式 (a particular form of behaviour) の研究或いは稀少性の影響下にある人間行動の研究、それが経済学の課題であるという様にいいかえている。<sup>(3)</sup> 又更に一步踏み込んだ形で “Robbins は特殊な行動様式を選択しそして我々は経済学の主題を稀少性や合理的行動に限定すると主張している”<sup>(4)</sup> という様にも述べている。つまり Kapp によれば Robbins は稀少性の影響下にある合理的な人間行動の研究を経済学の課題と考<sup>(5)</sup>えているということになるのである。

2. 次に、A. G. Gruchy に従って Ins. Ecs. の定義を与えることにしよう。<sup>(6)</sup> 注意すべきことは Gruchy が次の様な二通りの定義を与えていることである。第1の定義は次の如くである。即ち、人間の諸欲望を満足させるために必要な物財及び用役の調達にかかわる人間諸関係という変容し展開しつつある場の構

(2) L. Robbins, *The nature and significance of economic science*, London, 1932, p. 16.

(3) cf. Kapp, ④ p. 1 (邦訳, p. 23)

(4) Kapp, ④ p. 2 (邦訳, p. 23-24)

(5) Kapp は、制度派経済学は熟慮された合理的行動の研究と説明に局限せられない (④, p. 2) と述べているが、このことから、Kapp の Robbins 解釈は本文の如きものといえるであろう。

(6) A. G. Gruchy 'Modern Economic Thought' New York 1947 p. 550, 552.

造と機能の研究<sup>(B)</sup>,これが *Ins. Ecs.* の課題である,がそれである。第2の定義は次の如くである。即ち,諸個人及び諸集団(集団及び組織体のことであり,以下“社会”ということにする,筆者)が,彼等の諸目的つまり私的及び公共的目的を実現するに際して行う稀少なる物財及び用役の創造と処分を処理するところの文化的諸関係という変化しつつあるパターンの研究<sup>(C)</sup>,これが *Ins. Ecs.* の課題である,がそれである。そして Kapp は彼の言葉でこの2つの定義を次の様に再規定している。即ち,*Ins. Ecs.* の定義は人間諸関係或いは文化的諸関係という変容し展開しつつあるシステムの構造と機能の研究に焦点を縮りかつ個人の行動や個人の欲求に加えて,明示的に,集団(“社会”のいうべきである)の行動や公共的目的の考察を含んでいる<sup>(D)</sup>,がそれである。更に Kapp は論文<sup>(B)</sup>においても,論文<sup>(A)</sup>におけるとほぼ同様の考察を与えたのちに,自らの言葉で,*Ins. Ecs.* の定義を次の様に表現している。即ち,Gruchy は次の点を明らかにしたのである。つまり *Ins. Ecs.* は生産,分配,社会的再生産の変化しつつある様式から結果してくる人間及び社会・文化的(人間間の)諸関係の動態的経過の内部にあるところの多数の変数の相互依存性というより広い範囲の問題にかかわるものである,<sup>(E)</sup>がそれである。

(B) 原文は以下のとおりである。‘the study of the structure and functioning of the evolving field of human relations which is concerned with the provision of material goods and services for the satisfaction of human wants (Kapp. <sup>(A)</sup> p. 2) evolving を’変容し展開しつつある’と訳し‘進化しつつある’という訳をさけているがこの点にはのちに言及する。

(C) 原文は以下のとおりである,‘the study of changing patterns of cultural relations which deal with the creation and disposal of scarce material goods and services by individuals and groups in the light of their private and public aims. (Kapp. <sup>(A)</sup> p. 2)

(D) 原文は以下のとおりである。‘the definition of institutional economics focusses on the study of the structure and functioning of an evolving system of human or cultural relations and includes explicitly in addition to individual behaviour and individual wants, the consideration of group behaviour and public aims’ (Kapp. <sup>(A)</sup> p. 2)

(E) 原文は以下のとおりである。‘Gruchy make it clear that economics is concerned

with a much broader range of problems, namely the interdependencies of a great number of variables within a dynamic process of human and socio-cultural (interpersonal) relations resulting from changing modes of production, distribution and social reproduction (Kapp. ③ p. 214)

3. 我々はⅢにおいて L. Robbins の定義と Gruchy 及び Kapp の定義を比較検討し Ins. Ecs. の第 1 の特徴に言及する予定であるが、その前に Ins. Ecs. の定義について若干の検討を加えることにしよう。

3.1 定義(B)では人間の様々の欲望を充足するために必要不可欠なる物財及び用役の provision という表現が用いられている。他方定義(C)では個人及び“社会”による彼等の私的及び公共的目的の実現のためになされる稀少なる物財及び用役の creation and disposal という表現が用いられている。これらから provision = creation and disposal と考えることが出来るので、我々は、調達という訳語を用いることにした。

3.2 定義(B)では human wants という表現が用いられているが、定義(C)から考えて、human wants には、個人の諸欲望の外に、“社会”の諸欲望を含めねばならないことが分る。<sup>(7)</sup>

3.3 定義(B)ではこの様な human wants の充足に不可欠な物財及び用役の調達にかかわる human relations という field という表現が用いられ、定義(C)では cultural relations という patterns という表現が用いられている。又 Kapp の再現規定(D)では human relations or cultural relations という system という表現が用いられている。field, system, patterns は、ほぼ同じ意味で用いられているから、我々は以下 system という表現を選ぶことにしたい。そして、この様な system は、定義(B)では human relations, 定義(C)では cultural

---

(7) “社会”の欲望といっても、個人の外に“社会”というものが一つの実体として存在しているということではない。“社会”の欲望というのは、“社会”のメンバーたる個人の欲望から何らかの仕方で合成せられたものである。この点については例えば拙稿「欲望の連帯性と排他性をめぐって」(1)(2) (大阪府大経済研究第26巻第1号, 昭和56年1月, 第26巻第3・4号, 昭和56年8月)を参照されたい。

relations, Kapp の再規定(D)では human relations or cultural relations ということになっている。又 Kapp の再規定(E)の中での human and scio-cultural (interpersonal) relations がここでいう system ということになるのであろう。更に、この様な system は展開し変容しつつあり (evolving), 構造 (structure) をもち、機能している (function) という様に規定されている。

3.4 human relations とか, cultural relations とか human and socio-cultural relations とか, といった概念が用いられているが, その意味するところは, 各自の理解に委ねられている様である。つまりそれらの定義は与えられていない。従ってこれらの概念に基礎づけられている Ins. Ecs. の定義自体にも一義的な解釈は施しえぬということになるであろう。以下, この様な点を念頭におきつつ, もう少し考察を行うことにする。

3.5 定義(B)の様に, system を human wants の充足に不可欠な物財及び用役の調達にかかわる human relations (或いは定義(E)における interpersonal relations) とした上で, human relations (或いは interpersonal relations) を社会学的に厳密に規定するならばそしてこの様な system の研究を Ins. Ecs. の課題と考えるならば, Ins. Ecs. の定義とその実態との間にはかなりの隔りが生じるであろう。何故なら制度派経済学者とされている人々, 例えば Veblen, Myrdal, Galbraith, Kapp 等の諸著作を一読した人なら誰でも, その内容がきわめて包括的であることを容易に見出しうるからである。そしてこの様な隔り

(8) この様に考えるならば, Ins. Ecs. とは, 我々の考えている経済社会学と非常に近いものになってくる。我々は, 経済活動を制約する社会の研究を経済社会学の課題と考えており, その際社会を諸社会関係の複合体或いはネットワークと考えている。又, 我々はこれを economic system と呼んでいる。しかし Gruchy や Kapp のいう system は, この様なものよりもっと広いものである。なおこれらの点については拙稿 (立半雄彦) “経済体制分析の一基礎としての社会学” (1)(2) (大阪府大経済研究第20巻第3号, 昭和50年7月, 同第20巻第4号, 昭和50年10月), 及び “人間欲望と社会関係 (1)” 脚註 (3), p. 1-3 (大阪府大経済研究第24巻第3号) 等を参照されたい。

を埋めるためには **human relations** (或いは **interpersonal relation**) という概念にかなりの拡大解釈を施さねばならなくなるが、このことには相当の無理が伴うことになるであろう。従って **Ins. Ecs.** の課題を **human wants** の充足に不可欠な物財及び用役の調整にかかわる **human relations** (或いは **interpersonal relations**) にのみ限定することは適切とはいえないと思われる。

3.6 定義(C)の如く, **system** を **human wants** の充足に不可欠な物財及び用役の調達を処理する (**deal with**) **cultural relations** と考えることは, 定義(B)とくらべればより妥当なることとというるであろう。何故ならば **cultural relations** という概念はより多くの内容を含んでいると思われるからである。けれどもこの場合には **cultural relations** という概念の曖昧さの故に, 制度派経済学の定義の一義的解釈は困難となるであろう。

3.7 Kapp の再規定(D)の如く **system** を **human or cultural relations** とした上で, **Ins. Ecs.** の課題をこの様な **system** の研究とする考え方は, 定義(B)及び(C)を 'or' によって単純に折衷したものにすぎず, 我々としては, 今迄の批判をくりかえさざるをえぬであろう。

3.8 Kapp の再規定(E)では **human wants** の充足に不可欠なる物財及び用役の調達にかかわる **human and socio-cultural (interpersonal) relations** という表現が用いられている。ここでは 'or' ではなくて 'and' が用いられ **human and socio-cultural relations** という様になっているが, それが **interpersonal relations** とされている。仮りに **human relations = interpersonal relations** と解釈すれば, (E)における **system** の規定は定義(C)の規定と殆んど同一であるということになるであろう。けれども **human relations + socio-cultural relations = interpersonal relations** とされているからこの解釈にも多少の無理が伴うであろう。要するに **socio-cultural relations** とは何か明らかにされぬかぎり, この定義も又曖昧であるということになる。けれどもこの定義はそれ以外のものとは異なり, 少くとも **system = 諸社会関係の複合体 +  $\alpha$**  ということを明らかにしてい



るとはいうるのであろう。なお Kapp の再規定(E)では 定義(B)の様にこの様な system の研究が Ins. Ecs. の課題であるという様には述べられておらず、この様な system の内部に含まれている多数の変数の相互依存性の研究が、Ins. Ecs. の課題であるという様に述べられている。けれども system の研究ということは、system の内部に含まれている多数の変数の相互依存性の研究に外ならぬが故に、この様な表現の違いをあまり問題にする必要はないであろう。<sup>(9)</sup>

3.9 この様に多少とも厳密に検討してみると Gruchy 及び Kapp の与えた Ins. Ecs. の定義なるものはどうてい一義的に解釈しうるものではないということが明からになる。けれども彼等の定義が既に存在している Ins. Ecs. の学説から帰納的に導出せられたものであるとすれば（これは我々の解釈であるが）この様な曖昧さの残存はある意味でやむをえざることともいえるであろう。

3.10 そこで Kapp 自身がある学問の定義を与えるということをどの様に考えているかについて、若干の考察を与えておこう。

Kappは次の様に述べている。即ち、①、特定の学問或いは研究領域の定義はそれが要求するほど有益であることは稀であるし、しばしばそれは曖昧であること、②、更にこの定義が次の様に使われるならばそれははっきりと有害であること、がそれである。なお、定義の有害なる使われ方とは以下の如くである。即ち、①ある学問が導出した結論を否定する様な証拠が提出され、かつその証拠がその学問の定義によって照らし出された視界外の事実である場合に、その様な証拠を irrelevant なものとして無視するといった使い方、換言すれば convenient practice を正当化する様な学問の定義の使い方、②ある学問の定義を一つの方向にだけ研究を進めるための道具として使い更に反証を抑えるための

---

(9) human wants の充足に不可欠な物財及び用役の調達にかかわる interpersonal relations という system の内部に含まれている多数の変数とは何であるか、更にはこの様な system の外部に存在する変数というものが存在するのか、つまりこの様な system 以外にも別種の system が存在するのかといった問題が生じてくるであろう。

道具として使うといったもっと有害な使い方, がそれである。そして Kapp はある学問の定義は研究中の問題についての我々の知識が拡充するにつれてのみ十分なる意義と性質を獲得するものであると述べている。<sup>(10)</sup>

3.11 Kapp は Gruchy に従って, Ins. Ecs. の定義を与えしかも自ら与えたこの様な定義の限界をも明らかにしているわけで, 我々も又 Kapp のこの様な見解に同意するものであるが, それにも拘らずその限界を自覚し悪用を慎むならば, ある学問の定義はその学問についての何んらかのイメージを与えることになるし, その限りで有用であることも否定しえぬであろう<sup>(F)</sup>。そういう次第で, 既に明らかにした Ins. Ecs. の定義が一義的に解釈しえぬということ, つまり曖昧さを残しているということを承知した上で, Ins. Ecs. の定義をめぐる考察を継続することを許されたい。

(F) 有用であるというのは今迄の考察からだけでも少くとも次のことは明らかにされているからである。即ち, Ins. Ecs. の対象としての human wants を充足する物財及び用役の調達にかかわる (或いはそれを処理する) system というものの中には, 我々の考える如き, 経済活動を制約する諸社会関係の複合体 (註(8)参照) が含まれているということ, それである。もとよりそれ以外の factors も含まれており, そのために例えば定義(C)の様に human and socio-cultural relations という表現が使われていると思われるのである。そこでこの様な表現から連想される system についての一つのイメージを Ins. Ecs. の既存の学説内容をも含頭におきつつ我々なりに与えることにしよう。そのため製造業に属する一つ

---

(10) Kapp, ④ p. 3. 例えば, さきの L. Robbins の経済学の定義によると, 経済学の対象は稀少性の影響下にある合理的行動であった。このときこの様な定義によって照らし出される一つの視界が存在することになるが, この様な視界の外にある事実 (例えば, 慣習的行動の如き合理的行動以外の行動) は, それがこの様な経済学の導出せる結論を否定する如きものであっても, irrelevant なものとして無視されるという場合がある。これが Kapp のいう第1の使い方であろう。又, 稀少性の影響下にある合理的行動についての研究をますます精緻化していくことなどは研究を一つの方向に押し進めるということであるし, そのことが定義によって正当化される場合には, Kapp のいう第2の使い方ということになる。なお反証を抑えるための道具としての使い方というのは第1の使い方に還元されるであろう。

の企業を考えてみる。そこでは human wants を充足するために必要な物財が生産されている。そこでこの様な物財の生産にかかわる事象群を考えてみると、少くとも次の如きものが、直ちに念頭に浮んでくる。即ち、当該企業の組織、当該企業内の様々の人間関係、当該企業と国の内外の様々の主体との間の様々の社会関係（他企業それも、取引相手や競争相手の企業、更には系列関係にある他企業、消費者や消費者団体、労働者や労働組合、様々の政府、株主集団等々の間に成立している結合分離上下といった社会関係）、これら様々の主体の政策や行動、様々の法制度、慣習、教育や科学技術の水準、その国の経済や政治の仕組（市場経済的か計画経済的か、資本主義的か、社会主義的か、議会制民主主義か、全体主義か等々の仕組）その国のイデオロギー、価値意識、物の考え方、思想等の社会意識の状況、更には歴史的な文化遺産等々がそれである。そして当該企業の生産、販売、所得の分配等の活動を含めたこれらいっさいの factors は相集合してここでいう system をつくりあげていると思われるのである、そしてこの様な system の中にはその factor として、諸社会関係の複合体が含まれていること、しかしそれ以外の factors（例えば、教育や科学技術の水準、法制度、社会慣習、社会意識、更には様々の主体の様な活動等々）も含まれていることが明らかになるであろう。つまり定義の有用性というのは、Ins. Ecs. がこの様な system を対象としていることを我々にイメージさせるということに求められるであろう。

3.12 今迄の考察からは次の諸点が明らかになったと思われる。即ち、① Ins. Ecs. の課題は上述せる system の考察であること、或いは同じ事であるが、その様な system の内部に存在する多数の変数の相互依存性の考察であること、②system を human relations とすることは Ins. Ecs. の実態に照らして問題があること、③system を単に cultural relations とすることにも human relations が欠落することの故に問題があること、④従って system を human and socio-cultural relations と規定せざるをえないということ、⑤そしてこの様な system は human wants の充足に不可欠な物財及び用役の調達にかかわる (concerned with) 或いはそれを処理する (deal with) ものであること、がそれである。system=human and socio-cultural relations という概念は、(F)における我々なりの説明にも拘らず依然として曖昧さを残していることは否定できないが、定義(D)からこの様な system には二つの限定が加えられている。第1はこの様な system は構造 (structure) を持ちかつ機能している (function)

ということ、第2はこの様な system は変容し展開している (evolving) ということ、それである。以下この様な二つの限定をめぐって若干の考察を与えることにしよう。

3.13 この様な system が構造(structure)を持ち、機能している(function)と述べられているがその内容に関してそれ以上の説明が与えられているわけではなく、ここでもその理解は各自に委ねられている。しかしこの点に関してはアナロジーに頼ってやはり一つのイメージを与えることが出来るであろう。例えば建造物が structure を持ち、機能している (function) といわれるとき、structure とは建造物の各種の部分の集合としての組立てであり、機能している(function) とはその様な組立てをつくり上げている各種の部分が何んらかの機能を営んでおり全体として一つの機能関連を示しているということであろう。そしてこの様な建造物からの類推によって、我々は Kapp のいう system の structure と function についての何んらかのイメージを得ることが出来るであろう。しかし残念ながら、今の段階ではこれ以上に立ち入った議論を行うことは出来ない。

3.14 この様な system は変容し展開している (evolving) と述べられているが、定義(C)では changing という言葉が用いられ、定義(E)では dynamic process<sup>s</sup> という表現が用いられている。従って evolving=changing=dynamic ということになり、この様な system が変容し展開している (evolving) ということは、それが動態的過程にあるということにすぎなくなる。しかし evolving と changing, 或いは dynamic を単純に同義語として扱うことには問題があると思われる。何故ならば evolving とは、本来ダーヴィン主義或いは社会ダーヴィン主義に特有の用語であり通常‘進化する’という様に訳されているからである。更にアメリカの制度派経済学者達にとって evolving という言葉は Veblen との連続性を示す特別の意味合いを持っているということが、Kapp が述べている以下の事実からも推察しうるという事情がある。Kapp は次の様に述べている。即ち、アメリカの制度派経済学者達は今日では Institutional Economics の代わりに

Evolutionary Economics という用語を用いており、更に An Association of Evolutionary Economics を 700 人以上の会員を擁して設立しているということ<sup>(11)</sup>と、それである。そして Kapp はこの様な名称が選ばれたのは彼等が economic process 或いは economic system の動態的性質に特に関心を抱くが故にであると説明している<sup>(12)</sup>。しかしそれだけでは evolutionary という言葉がわざわざ選ばれた理由が明らかにされたとはいえずと思われるのである。やはり社会ダーウィン主義やその影響を受けた Veblen の思想との連続性をこの言葉の使用は示唆していると思われるのであるが、この点の説明は、(G)に譲ることにしたい<sup>(G)</sup>。そしてこの様な学説史上の事情にも拘らず、我々は(G)で示した理由に基づき evolving を進化しつつあるという様には訳さず変容し展開しつつあるという様に訳すことにしたい。

(G) evolving という言葉の意味理解に関しては、塚本隆夫の前掲論文が、参考になる。以下、要点のみ提示することにしよう。

①Veblen は「前ダーウィン主義の経済学」と「ダーウィン主義の経済学」とを区別し、自らの経済学を「ダーウィン主義の経済学」とし、A. スミスの経済学を「前ダーウィン主義の経済学」としている。②「ダーウィン主義」の対立概念は「ニュートン主義」ということである、この様な「ダーウィン主義の経済学」と「ニュートン主義の経済学」の違いについては、David Hamilton の “Evolutionary Economics : A study of Change in Economic Theory 1970 (Albuquerque : University of New Mexico Press, 1970) が重要な参考文献である。③ハミルトンによれば、制度派経済学者の考え方と古典派経済学者の考え方とは「変化」の扱いをめぐる大きく相違している、後者のそれは一言でいうと目的論的機械論的である、彼等の変化の概念はニュートン力学に基いている。④ハミルトンによるとニュートン力学の考え方は単に物理的自然界の運動変化—例えば天体の運動や変化—を説明する有力な思想に止ってはいない、この思想はニュートン以降の時代の社会学者と

(11) Kapp, ④ p. 1 及び p. 1 の註 (1)。Kapp はそこで David Hamilton, “Why is Institutional Economics not Institutional” (American Journal of Economics and Sociology, Vol. 21, No. 3, 1962, p. 309-318) を参考文献として提示している。又、塚本隆夫は、前掲論文 (A参照) の中で、この問の説明を与えている。

(12) Kapp, ④ p. 1.

りわけ経済学者達の「変化」をめぐる思考慣習に多大な影響を与えた。⑤古典派経済学者達にとっての「変化の概念」は、ニュートンの提示した変化観に基いて「変化」を均衡からの一時的逸脱として理解し静態的均衡への回復過程として取り扱うものである。そこでは一つの作用に対して必ず反作用が存在し均衡が回復される。⑥この様な「変化の概念」は究極的な均衡点への著しい指向性を有している、古典派経済学者達は、この様な変化の概念に基づき「定常状態」や「正規性」という観点から変化を機械論的、かつ反復性をもつものとして取り扱う様になった。(塚本の⑥の叙述は次の様に解釈しうるであろう。即ち、均衡からの乖離と均衡への復帰ということで、常に均衡を中心に変化というものが考えられていること、均衡状態は望ましいもの或いは normal なものと考えられがちであると、それ故に目的論的に変化がとらえられていること、しかもこの変化は力学的 (mechanical) にとらえられていること、がそれである。筆者) ⑦かくして、ハミルトンは、彼等の変化概念を目的論的で、反復性のある機械論的なものであるとし、これを「ニュートン主義的な変化の概念」と規定する。⑧それでは「ダーヴィン主義的な変化の概念」とは何か、「ダーヴィン主義」というのは C. R. Darwin によって、彼の「種の起源」の中で提示された生物の進化をめぐるなされた考え方を基にしている、ハミルトンによれば、ダーヴィンの進化論はハーバート・スペンサー、W. G. サムナー等により「自然淘汰」「適者生存」などの点が強調された所謂「社会ダーヴィン主義」として一般に流布され、19C を彩る時代の「思想的風潮」となった、そしてこの時代は制度派経済学の成立の背景であった。⑨しかしハミルトンは次の様に主張している、ダーヴィン主義が制度派経済学者、とりわけヴェブレン等に与えた影響として「自然淘汰」や「適者生存」という側面に注目するよりもむしろダーヴィン主義がもたらした「変化」についての「進化論的思考態度」により多くの注意を向ける必要がある(我々はこの指摘をきわめて重視する。筆者) ハミルトンによればこの点こそまさに「ニュートン主義的变化」から「ダーヴィン主義的变化」への「思考慣習」の革命なのである。⑩ハミルトンによると「ダーヴィン主義的な変化」とは、無目的論的な累積的成長過程である、そこには事物がなすとげられていく方向において何んらの正当な理由 (good right) も正当な目的 (good end) も存在していない、それ故に制度派経済学者は、変化が経済過程の一部であり、経済は常に累積的变化の過程をこうむっていると考えたし、経済学の研究とはこの過程 (process) の研究であると考えた、つまり制度派経済学者の理論にはダーヴィン主義の累積的かつ絶えざる変化の概念が具体化されている、そしてそこでは変化は力学的なものではなく、発展的なものであるということになる(以上①～⑩については、塚本前掲論文 p. 58～p. 60)。

以上から明らかなことは、system の evolving とは system が無目的論的な累積的变化過程をたどるということであり、Ins. Ecs. は自然淘汰とか適者生存といった考え方とのかかわりの故に、ダーヴィン主義的であり、進化論的であるのでないということである。それ

故に evolutionary を‘進化論的とか進化しつつある’と訳すよりは‘変容し展開しつつある’と訳す方が妥当であると我々は考えるのである、何故ならば‘進化論的とか進化しつつある’とかという訳は、自然淘汰とか適者生存といった考え方を Ins. Ecs. が重視しているという誤解を生み出しかねないからである。要するに、evolving ということは、system が正常裡には累積的循環的因果過程 (cumulative and circular causation, G. Myrdal, *Economic Theory and Under-Developed Regions*, ch. 2) をたどるということであるが、後に改めてとりあげる様に、Kapp も又この様なカテゴリーによって動態過程の解明を企てるところに Ins. Ecs. の重要な特徴を見出しているのである (Kapp. ④ p. 9)

3.15 以上で、Gruchy 及び Kapp の与えた Ins. Ecs. の定義をめぐる考察を終えるわけであるがここで我々なりに、Ins. Ecs. についての一つの定義を与えておくことは、無益ではないと思われる。それは次の如くである。即ち、Ins. Ecs. とは human wants の充足に不可欠な物財及び用役の調達にかかわる (concerned with) 或いはそれを処理する (deal with) ところの構造 (structure) をもち、機能しており (function) 更に変容し展開しつつある (evolving) system = human and sociocultural relation の解明、換言すればその様な system の内部に含まれている多数の変数の相互依存性の解明をその課題とする学問である、がそれである。いう迄もなくこの定義は、いまだ曖昧さを残したものではあるが今の段階でこの様な曖昧さの払拭をこれ以上試みても益するところは少ないであろう。それよりも Ins. Ecs. の内容を解明し、それに基づいてその本質や意義を明らかにし、その結果を参照しつつ、定義の曖昧さを払拭することが肝要な手順であると思われる。

### III. Ins. Ecs. の経済活動の主体としての人間行動のとりえ方をめぐって

1. 以下では、Ins. Ecs. の経済活動の主体としての人間行動のとりえ方を、<sup>(13)</sup> L. Robbins の経済学の定義に示されている同種の考え方と対比させつつ、Ins.

---

(13) いう迄もなく人間行動とは、個人の行動及び集団、組織体つまり“社会”の行動を意味している。

Ecs. の第 1 の特徴として明らかにすることにしよう。

1.1 既に述べた様に、L. Robbins は経済学を代替的な複数の用途に役立つ稀少なる諸手段と諸目的との間の関連としての人間行動の研究と規定している。Kapp の表現を使うと L. Robbins の主張するところは稀少性の影響下にある合理的行動の解明が経済学の課題である<sup>(14)</sup>ということになる。稀少性の影響下にある合理的行動という概念は、いまだ抽象的であるが、その一つの限定、しかも典型的な限定は traditional economics<sup>(15)</sup>における消費者行動、企業者行動の理論的説明が明らかにしている如き行動つまり、一定の制約条件下で目的関数の極大化（場合によっては極小化）を追求するといった行動に見出されるであろう<sup>(H)</sup>。

(H) 我々が家計予算の制約下で、効用関数を極大化する行動とか、一定の産出量を生産するにあたっての生産費を極小化する行動とか、利潤極大化行動とかを考えていることは説明するまでもないであろう。注意すべきことはこの様な行動様式は稀少性の影響下にある合理的行動の一つの限定にすぎないということである。従ってそれ以外の限定の仕方も考えられるわけである。稀少性の影響下にある合理的行動を最も一般的に規定すれば次のようになる。即ち、我々は我々の欲望を充足するために、様々の物財・用役を必要としている、どの様な物財・用役をどの様にしてどれだけ生産し入手するのかを我々は、稀少な諸手段のもとで考えねばならない、このとき最小の犠牲で、最大の効果を実現するということが合理的ということの意味である、つまりここでいう合理的とは economizing ということは外ならない。そしてこの様な稀少性の影響下にある合理的行動が Neo-classical economics にあっては、本文の如く限定されているわけであるが我々はこれを稀少性の影響下にある合理的行動の新古典派的限定と呼ぶことにする。

(14) Kapp, ④ p. 2.

(15) 制度派経済学は、古典派、新古典派の経済学に対して批判的な立場に立っている。そして Kapp や Myrdal は、これらの経済学を次の様な名称で表わしている。即ち、classical, Neo-classical economics, 広い意味での Neo-classical economics, inherited economics, conventional economic theory, traditional economics がそれである。我々はこれらの名称を必要なる場合には使い分けるが、原則として、traditional economics という名称を用いることにする。但し当面の問題にとっては traditional economics とは、Neo-classical economics ということになる。



1.2 という迄もなく、Ins. Ecs. の立場にある Kapp はこの様な L. Robbins の考え方に、従って又 traditional economics の考え方に批判的であるが、彼の批判は次の三点に要約しうるであろう。

(i)L. Robbins の定義は経済学の対象を稀少性の影響下にある合理的行動という特定の行動形態にのみ限定することによって、経済学の視界を不当に制限するという欠陥を持っている<sup>(1)</sup>。これが第1の批判である。なお Kapp は A. Schweitzer の 'formal rationality' を人間行動研究のための唯一の視座 (exclusive perspective) として使う傾向は、経済学研究の視界を不当に狭めてしまった<sup>(16)</sup> という見解に同意していることを付け加えておこう。

(1) 注意すべきことはこの文脈における Kapp は稀少性の影響下にある合理的行動一般を問題としておりその新古典派的限定を問題とはしていないということである、つまり第1の批判は稀少性の影響下にある合理的行動以外にも重要な行動があるということ述べているわけであるがこの点は例えば M. ウェーバーの社会的行為の四つの類型に照らしても明らかであろう。周知の様に M. ウェーバーは社会的行為を、①目的合理的 (zweck rational) 行為、②価値合理的 (wertrational) 行為、③感動的 (attectuell) とくに情緒的 (emotional) 行為、④伝統的 (traditional) 行為に区分している (M. ウェーバー、「社会学の基礎概念」, 阿閉, 内藤訳, p. 39~41)。なお、稀少性の影響下にある合理的行動と、M. ウェーバーの目的合理的行為とはある意味では近い概念であるか厳密に言えば区別せられねばならぬ概念である。目的合理的行為では目的は所与でありその様な目的を実現するために適切なる手段が、行為の副次的結果をも考慮しつつ選択されるという性質を持っている。従ってここでは目的の選択をめぐる価値判断等の問題はいっさい不問にされている。更に又、手段の選択や副次的結果にかかわる価値判断の問題についてもいっさい不問にされている。従って目的合理的行為とは、むしろ社会的行為の一側面を抽象したものと考えるべきであって具体的な社会的行為を指示する概念ではないと思われるのである。M. ウェーバーはこの点を次の様に説明している。即ち '以上の一つの種類にだけまたは他の種類にだけ方向づけられた行為、とくに社会的行為はきわめて稀である……それらは社会学的な目的のためにつくられた概念的に純粋な類型であって、実際の行為はそれらに多少とも近似するかあるいは——なおしばしば——それらを混えているのである' がそれである

(16) 以上, Kapp, ④ p. 2.

(M. ウェーバー上掲書, p. 41, 傍点筆者)。又 M. ウェーバーは、目的合理的行為を説明している部分で目的の選択, 副次的結果にかかわる価値判断の問題に言及している。即ち '相争いかつ相矛盾する目的と結果との決定はその場合価値合理的に方向づけられており、この場合には行為はその手段において目的合理的であるにとどまる (上掲書, p. 40~41), がそれである。ここでは明らかに価値合理的行為と目的合理的行為の混り合ったより具体的な社会的行為が問題とされている。この点を M. ウェーバーは、行為の価値合理的な方向づけは目的合理的な方向づけと、様々の関係にたつわけである' (上掲書, p. 41) と述べている。更に M. ウェーバーは '行為者は相争いかつ相矛盾する目的を「命令」や「要求」へと価値合理的に方向づけることなく、ただ与えられた主観的な欲求活動として、彼によって意識的に考慮されたその緊急性の枠内に持ち込むことが出来る、そしてこれに向かって彼の行為は方向づけられるので、この可能性の序列において目的は満足されることになる (限界効用の原理)' (上掲書, p. 41) という様にも述べている。つまりここでは目的の選択がより緊急なる欲求の充足を優先するという形で、行為者によって行われる場合が述べられているのである。

この様に目的合理的行為にあっては目的はどこまでも所与であるが、それに対して稀少性の影響下にある合理的行為とは、目的自体の選択を含み込んだものであるといえよう。M. ウェーバーからの最後の引用の中に示されている如き、より緊急なる欲求の充足を優先するという原則に従って目的の選択がなされ、その目的が目的合理的に追求されるといった行動は稀少性の影響下にある合理的行動の一例と考えてもよいであろう。ただ、稀少性の影響下にある合理的行動の新古典的限定に関しては次の様に考えることによって M. ウェーバーの目的合理的行為により近接させることが出来るかも知れない。即ち、効用関数の極大化を目的としそれを所与と考えること、一定の産出量を極小費用で生産することが目的でそれを所与と考えること、更には利潤の極大化が目的でそれを所与と考えること、がそれである。いう迄もなく上記の M. ウェーバーの説明では効用を極大化するにあたって、どの様な物財・用役が選ばれるかという局面に着目することによって、目的の所与性が破られていたわけである。

(J) Arthur Schweitzer, *The Method of Social Economics* (mimeographed and privately circulated) P. 48, Kapp ④ p. 2.

A. Schweitzer のいう formal rationality とは Kapp のいう formal rationality と同一の概念であると思われる。Kapp は formal rationality (形式的合理性) と substantive rationality (実質的合理性) との区別を、とくに social cost, social benefit との関連で重視している。なおこの問題に関する詳細な考察は他の機会を待たざるをえないのでここでは当面の問題の理解に必要な範囲での説明を与えるにとどめたい。

形式的合理性についての Kapp の説明は以下の如くである、

① 人間は何かを極大化する——そしてこの何かを効用すると名付ける——という仮定

に基づく形式論理は行動の具体的な目標を根本的には全く曖昧なままにしておくものであると A. Rapoport は述べているがそのとおりである (K. W. Kapp *Nationalökonomie and rationaler Humanismus*, *Kyklos* XXI, No.1 1968, 邦訳「環境破壊と社会的費用」所収, III. 経済学における人間性の回復, p. 67, Anatol Rapoport, *Neue Linke und Machtelite*, *Atomzeitalter*, No.1~2 1967, p. 30)

② 形式的とか実質的とかとはどういうことか, 我々は M. ウェーバーに従い量的計算や数値による勘定 (accounting in numerical terms) に関して '形式的' という言葉を用いることにする, この種の計算の原型の一つは, 資本勘定である (K. W. Kapp, *Social Costs and Social Benefits—A Contribution to Normative Economics*, E. V. Beckerath and H. Giersch (eds.) *Problem der normativen Oekonomie und der wirtschaftspolitischen Beratung*, *verein für Sozialpolitik*, Berlin, : Duncker & Humbolt, 1963, pp 189~90, 上掲邦訳所収, IV 社会的費用と社会的便益, p. 96~97)

③ 会計原則に則った数的な支出と収入の形式的な比較は金銭的な純益の極大化を目的としているが, この様なことは形式的に合理的な行動の原型である (Kapp *ibid*, p. 194, 上掲書邦訳 p. 103~104) 又, 実質的合理的についての説明は以下の如くである。

④ 実質的合理性は一定の範囲の人々が社会的行動の経済的に方向づけられた進行の中で, 財やサービスをどの程度十分に提供されているか, 或いは提供されることが出来るかを測定する, (Kapp, *ibid* p. 189~90 上掲書邦訳 p. 96)

⑤ 社会的便益や社会的費用の確認は形式的な計算の問題ではなく, 人間や社会が現実に必要としているもの (actual human and social requirements) とか現実に発生している損害か有害な影響を確認するという問題である (Kapp, *Ibid* p. 190~191 上掲邦訳 p. 96~97)

⑥ 社会的便益や社会的費用の認識はその客観性を次のことから引き出す。即ち, ある集団の人々がどの程度十分に財やサービスを提供せられているか, 或いは提供せられうるか, 又不必要な損失から守られているか或いは守られうるかを反映する実質的合理性を志向すること, それである (Kapp, *ibid.* p. 193 邦訳 p. 101~102)

⑦ 社会的評価の基準は形式的合理性の原理によって与えられるのではなく利用できる資源の範囲内で可能なかぎり最低の費用で不可欠なる人間の必要 (essential human needs) の十分なる充足という原理に基づかねばならぬ (Kapp, *ibid.* p. 201, 邦訳 p. 113)

以上から次の様にいいうるであろう。

① 形式的合理性とは, 利潤とか効用とかを極大化するといった行動にみられる合理性である。つまり利潤とか効用といった一つの数量の極大化が追求せらるべき目標を具体的に限定することなく追求せられるが故に, 形式的であるということになる。つまり, 行動の

目標が具体的に限定せられ、その追求に意義が見出されるのではなく、利潤や効用の極大化自体が目標とされているわけである、従って利潤や効用の極大化に役立つのであれば、どの様なことでも行動の目標となりうるわけである。

㊦ 実質的合理性は上記㊦の規定に適確に示されている。つまり人間の不可欠なる欲求の充足が目標とされること、その際不可欠なる欲求が具体的に限定せられ、更にその様な欲求を充足する上で、どの様な物財や用役が調達せられねばならぬかがやはり具体的に限定せられていること、そしてその様な調達が稀少なる手段のもとで最小の犠牲で行われねばならぬこと、がポイントである。

この様に考えてくると形式的合理性も実質的合理性もともに稀少なる手段に制約せられつつ最小の犠牲で最大の効果をあげるという点では共通していることが分かるがこのことから、稀少性の影響下にある合理的行動を以下の様に分類することが出来るであろう。

稀少性の影響下にある合理的行動 { ①形式的に合理的な行動  
②実質的に合理的な行動

更に①は(i)企業における現実の利潤極大化行動等(ii) Neo-classical economics における経済主体 (homo economicus) の行動に分けうるであろう。ここで注意すべきことは A. Schweitzer は稀少性の影響下にある合理的行動を形式的に合理的な行動ととらえた上で上述の如き批判を行っているが、この批判と Kapp の第1の批判との間には微妙な違いの存在すること、それである。つまり Kapp は第1の批判では稀少性の影響下にある合理的行動一般に着目することが経済学の視界を不当に狭めるということを述べているからである。しかし Kapp が問題としている経済学が traditional economic theory である以上、Kapp の主張は実質的には A. Schweitzer の主張と同一であると解釈することも出来よう(何故なら Neo-classical economics は専ら形式的に合理的な行動をのみ問題としてきたのであるから)。けれども、経済学の視界を稀少性の影響下にある合理的行動に限定することに原理上の問題があるわけであるから(そのために我々は M. ウェーバーの社会的行為の四つの類型をひき合いに出したのである)我々は Kapp の批判と、A. Schweitzer の批判の微妙な違いを重視せざるをえないのである。

1.3 稀少性の影響下で合理的に行動する如き経済主体とは、traditional economic theory にあっては、所謂 homo economicus ということに外ならないが、homo economicus とは人間行動の一側面、それも必ずしも実在するとは限らない、つまり想像しうるだけの一側面 (one conceivable aspect of human behavior) を孤立化し、しかもそれを誇張することによって作り出されたフィクションにすぎぬものである<sup>(K)</sup>。それ故に、L. Robbins の定義は、経済学の対象

をこの様な homo economicus の行動にのみ限定することによって経済学から  
 その reality を奪い取るという欠陥を持っている。これが第2の批判である。<sup>(17)</sup>

(K) 稀少性の影響下で合理的に行動する主体の新古典派的限定、つまり Neo-classical economics の世界に登場する経済主体はいうまでもなく、homo economicus である。そしてこの様な homo economicus の行動の合理性は何んらかの制約条件下で目的関数の極大化、或いは極小化を追求する点に見出せるし、しかもその様な合理性は(J)で説明した如き形式的合理性である。なお homo economicus という概念は通常自己の利益の極大化だけを目的として純粋に合理的に行動する人間という意味で使われており古典派、新古典派に共通するものであるが、そのより厳密なる規定は限界革命以降の Neo classical economics において与えられたとあってよいであろう。従って我々は以下では homo economicus という概念を専ら、新古典派的な経済主体を意識しつつ用いることにする。なお、この様な homo-economicus がフィクショナルな存在であるという点については次の二点が問題となる。即ち①消費者（或いは家計）に関しては目的関数とは効用関数に外ならないが、家計予算の制約下で効用関数を極大化するためには、物財や用役のもたらす効用や不効用に関する計算能力、つまり功利主義的な快不快の計算能力が消費者に備わっていなければならない。しかし現実の人間がこの様な能力を持っているかどうかには問題がある。なおこの点に関しては新古典派の効用理論の展開過程に即して、後に改めて問題としたい。②企業者に関しては、彼が利潤極大化行動に不可欠な過去、現在、未来にかかわる一切の情報を所持しているという仮定つまり完全知識の仮定がとくに問題となる。つまり不確実性を捨象しているという点が問題となるであろう（なお家計についてもこの点が問題になることとはいう迄もない）。

1.4 homo economicus とは、社会性を剥奪された孤立的個人と<sup>(L)</sup>考えられる。それ故に、L. Robbins が定義する如き経済学、従って traditional economicus の視界からは、集団や組織体のつまり“社会”の欲望充足や行動が欠落

(17) 第1の批判は、稀少性の影響下にある合理的行動以外の行動を視界の外におくという批判であった。しかるに第2の批判は、稀少性の影響下にある合理的行動を homo economicus の行動と限定することによって、経済理論から reality を奪い取ったというものである。いう迄もなく第2の批判は、L. Robbins のいう稀少性の影響下にある合理的行動を homo economicus の行動と解釈した上でなされているものであり、実質的には、それは traditional economics, とくに Neo-classical economics に向けられたものというべきであろう。

してしまうし<sup>(M)</sup>，更には，社会的存在としての個々の人間の欲望充足や行動さえ欠落してしまう。これが第三の批判である<sup>(N)</sup>。

(L) 我々は traditional economic theory の背景にある社会観を原子論的機械論的社会観(松下圭一「市民政治理論の形式」)としてとらえている。そして孤立的個人とはこのような原子論的機械論的な社会を構成する単位ということになる。孤立的個人とは他の何物にも依存せず，それ自身によって存在し自分の行動のあり方を自分自身によって決定しうる存在である(難波田春夫「危機の哲学」)。注目すべきことは難波田の用いている‘他の何物にも依存せず，それ自身によって存在する’という規定が，デカルトの与えた実体の規定であるということである。哲学小辞典(岩波)は‘デカルトはその存在に他を要せず，それ自身において存在し得るもの’を実体とし，神及び神によって創造された精神と物体をこの様な実体とした，と述べている。このことから我々は，原子論的ということの意味を解釈しうるのではないかと考える。何故なら，原子とはデカルトのいう実体としての物体と考えられるからである。つまり，孤立的個人=原子=実体を社会の構成単位であると考えらる如き社会観は，この様な理由で原子論的ということになるからである。なお難波田は‘個人(individuum)はそれ以上分けることの出来ない(in-divido)社会の構成要素に外ならない’といういい方をしているが，原子とはまさに in-divido な物体と考えられているものであるから，原子論的という言葉の意味の解釈に際してはこの点をも考慮しなければならないであろう。又，機械論的ということは，この様な孤立的個人=アトム的个人が社会契約を介してつくりあげる社会が，機械のイメージによってとらえられるということであろう。そして機械は，有機体に対立するものとしてとらえられているわけであるから，原子論的機械論的社会観に対立する社会観としていわば有機体論的社会観(社会有機体説の主張する如き)なるものが考えられることになる。両者はともに非科学的なるものとして，拒否せられねばならぬことはいふ迄もないが，前者は個人を実体視することによって極端な個人主義的傾向を帯びることになり，後者は逆に社会を実体視することによって全体主義と結びつきうる素地を持っているわけである。なおこれらの点については拙稿(立半雄彦)「経済体制分析の一基礎としての社会学(2)」(大阪府大経済研究,第20巻第4号昭和50年10月, p. 53~64)を参照されたい。

(M) Neo-classical economics における消費主体が個人であることは明らかであろう。家計というものを仮りに家族と考えれば，家族の効用関数というものが問題となるが，その様なものが考えられているわけではない。企業についても，個人たる企業者を中心に論理が展開されている。個人たる企業者が様々な生産要素市場で，労働力を含めた様々な生産要素を購入し，それらを結合して生産活動を行うという様に考えられている。又その様

な個人である企業者が、自らの生産した物財・用役を市場において消費者に販売するという様に考えられている。従って経済主体はどこまでも個人であって、組織とか組織体というものが考えられているわけではない。しかもこの様な個人が孤立的個人としてとらえられている。

(N) 社会的存在としての個人というものを我々は次の様に考えている。即ち、①個人は契約によって社会をつくりその結果社会的存在となるのではなく本来的に社会的存在である、この点は人間に本具的な結合欲望に着目することによっても明らかとなる。②個人は結合・分離・上下という社会関係に関係要素として本来にくみ込まれている、とくにマルクスが階級関係に着目し、個人を社会的存在としてとらえたことは、周知のところであろう。③更に個人が集団や組織体といった“社会”の意志の拘束下にあるという点も重要である（この点は、とくにデュルケイムの強調するところと思われる）。なお、この様な社会的存在としての個人の経済活動の一例としては、他者の消費活動の様々の影響を受けた当該個人の消費活動が考えられる。この様な消費活動は多くの場合当該個人の力の欲望を充足するための消費という性質を持つ。力の欲望とは自他の力を何んらかの仕方で比較し、自らの力の他者の力への優越を実感することで満たされる欲望であるが、消費活動の場で力の欲望が例えば誇示欲望の形をとって充足されたりする。なお自他の力の比較ということが、当該個人が社会的存在たることの理由となるわけである。何故なら力の座標の上での自己の位置ということが、関心の中心となっているからである。なお、社会関係、力の欲望、結合欲望等に関しては、拙稿、对人的欲望と非对人的欲望—人間欲望と社会関係(3)(大阪府大経済研究、第25巻第2号、昭和五十五年二月) 拙稿、力の欲望について(1)(2)(3)(大阪府大経済研究、第二十八巻、第一〇二号、昭和五十八年三月、同第二十八巻第三号、昭和五十八年五月、同第二十九巻第一〇二号、昭和五十九年三月)を参照されたい。

1.5 以上 L. Robbins の経済学の定義に対する Kapp の批判点を我々なりに解釈することによって三点にまとめてみたが、ここで経済活動の主体としての人間行動に関する *Ins. Ecs.* に特有の見方を明らかにすることにしよう。

この点に関する Kapp の見解は次の如くである。即ち、(イ) *Ins. Ecs.* は熟慮された合理的行動 (*deliberate rational behaviour*) に経済学の対象を限定することはない、<sup>(18)</sup>(ロ) 諸個人や“社会”の慣習的行動パターンの如き、合理的行動以外の行動パターンをとくに重視している、(ハ) 慣習的行動パターンとは、

(18) このいい方からも、Kapp が L. Robbins のいう稀少性の影響下にある合理的行動を巾広くとらえていたことが明らかであろう。

相対的安定性や斉一性を示す如き行動パターンであるが、その様な特徴はこの様な行動パターンが制度化されている (institutionalized) という事実から生じるものである (なお, institutionalized, institutional. institution という用語の意味については後に考察したい), (二) 従って Ins. Ecs. は経済活動の主体としての人間を homo economicus ではなくて, むしろ institutional man と考える, (三) homo economicus とは, 人間行動の one conceivable aspect を孤立化し, 誇張することによって作りあげられたフィクションであるが, institutional man とは, この様なフィクションではなく具体的な行動パターンの観察から導出せられた abstraction<sup>(19)</sup> である, (四) institutional man を重視することの故に, Ins. Ecs. は様々の社会における行動パターンを考察する余地を残している<sup>(20)</sup>, がそれである。

2. 以上 Kapp に従って, traditional economics と Ins. Ecs. の経済活動の主体としての人間行動に関するとらえ方の違いを明らかにしてきたわけであるが, ここで Kapp の議論に対する我々の見解を明らかにしておこう。

2.1 稀少性の影響下にある合理的行動という概念を視座に据えて経済学を構築する場合, その様な視座に制約せられて, 経済学的認識が一面的になることは, Kapp の主張する通りである。けれども逆に Ins. Ecs. が institutional man を重視するあまり, 稀少性の影響下にある合理的な人間行動を考察する視座を欠落させるならば, ここにも同様の一面性が生じるであろう。従って人間の行動を稀少性の影響下にある合理的行動と, 残余の行動に分ち, 両者とも

(19) ここでフィクションとアブストラクションとが区別されていることに注意しなければならない。例えば, M. ウェーバーの社会的行為の4つの類型は, フィクションではなくアブストラクションである。具体的な実在の一面を抽出して概念構成を行うことがアブストラクションであるが, フィクションというのは, 例えば, 翼のある馬の如き想像上の産物にすぎぬわけである。

(20) 先進資本主義社会以外の同時代の様々の経済社会, つまり低開発諸国, 社会主義諸国における経済活動, 更には過去の様々の経済社会における経済活動をも考察するということである。なお以上, Kapp, ④ p. 2.



にキャッチできるより拡大された視座こそが必要であると思われる。<sup>(21)</sup>

2.2 けれども traditional economics への Kapp の第1の批判の真意は, traditional economics がその視座の限界を自覚せず, かえってそれを絶対視して, 経済学研究の軌道を一面的に方向づけてしまったことの弊害を指摘したものととらえるべきであろう。<sup>(22)</sup>そして, そのかぎりでは我々は Kapp の第1の批判に同意せざるを得ないわけであるが, いずれにしても, 自らの視座の相対化ということが重要であることは指摘せらねばならぬであろう。

2.3 稀少性の影響下にある合理的行動という概念はこのかぎりでは, 経済学の単なる視座にすぎない。従ってこの様な視座に依拠しつつ, 研究を具体化するためには, 稀少性の影響下にある合理的行動なるものを, 更に限定する必要がある。そしてそのために作り出されたものが, home economicus という概念であると思われるが Kapp は, この home economicus にはきわめて痛烈な批判をあびせているわけである。Kapp が homo economicus というとき, 彼の念頭にあるものが, 専ら限界革命以降の Neo-classical economics に, 登場する如き経済主体(消費主体或いは家計, 更には生産主体)であるとは明らかであるが, 既述の如く稀少性の影響下にある合理的行動は, この様な消費主体(或いは家計)にあっては, 家計予算の制約下で自らの効用関数の極大化を求める如き行動として, より具体的に限定せられているし, 生産主体にあっても, 収支の差額たる利潤の極大化を追求する如き行動としてより具体的に限定せられている。そして, この様な行動に不可欠なる属性として, 消費主体にはとく

(21) M. ウェーバーに従うならば, 稀少性の影響下にある合理的行動とは, 一つの具体的な社会的行為ということになるが, 残余の行動とは, それ以外の4つの類型の可能な組合せから生じる具体的な社会的行為ということになるであろう。なおこの様な行動の分類はのちに修正される。

(22) この文脈では, Kapp は A. Schweizer と同様に, 稀少性の影響下にある合理的行動を形式的に合理的な行動ととらえた上で, 批判を展開しているといえるであろう。従って, この場合には, 実質的に合理的な行動も又 traditional economics の視界から欠落しているという批判が成り立つであろう。

に快・不快の計算能力が<sup>(20)</sup>、生産主体にはとくに神の直観にも比すべき状況洞察能力（完全知識の仮定）が、帰属せしめられているのである。<sup>(23)</sup>この様に考えてくると Kapp が home economicus を単なるフィクションとし、それを批判することは、道理あることといわざるをえぬであろう。従って我々は Kapp の第 2 の批判にも同意せざるをえないのである。

(O) この様な快・不快の計算能力はメンガー、ジェヴォンズ、L. ワルラスの段階にあっては、基数 (cardinal number) としての効用・不効用の計算能力と考えられていた、しかるにパレートを経て、この様な計算能力は減退していくことになる、つまり効用は基数ではなく序数 (ordinal number) として扱われる様になる、更に choice theory やサミュエルソン、ハウトハッカーによる顕示選好理論の登場によって、効用・不効用、従って快・不快という功利主義的な残滓はいっさい払拭せられるにいたるわけである、以上は周知の学説史上の展開であるがこの点については後に再度とりあげることにした。

2.4 周知の様 Neo-classical economics に登場する消費者像の背景には、本来功利主義的な人間観が存在していたわけである。つまりその様な人間観の一つの具体的な限定として Neo-classical economics の消費者像は成立しているわけで、こうなってくると home economicus を単純に positive science の次元でとらえることは出来なくなってしまう。稀少性の影響下にある合理的な人間行動という視座に導かれつつ、相対的な経済学的世界像を作り上げるために導出されたはずの homo economicus の中に、功利主義という特殊なる哲学の影響が浸透しているということになるからである。つまり視座の限界への無自覚とかその絶対視といった批判（第 1 の批判）とは別種の、更には第 2 の批判とも次元を異にした批判が、第 2 の批判の延長線上に展開せられねばならぬ

(23) この点は、消費者（家計）についても同様である。

(24) 我々は消費者像とか、消費主体という用語を用いているが、いう迄もなく、この様な消費主体は物財・用役の需要者であるばかりでなく、同時に生産要素の供給者でもある。通常は、この点を考慮して、家計という用語が用いられているわけである。又物財・用役の入手はは、効用（快）と、生産要素とくに労働用役の提供は不効用（苦、不快）と結びつけられていることもいう迄もないであろう。

であろう。Kapp は第 2 の批判においては単に *homo economicus* はフィクションであると批判しているのみであるが、フィクションであるにしてもこと消費主体に関するかぎりには、二重の意味のフィクションであるといわねばならぬであろう。即ち、一つは、理論構成の前提として導出されたところの単に *positive scientific* な意味合いしか持たぬフィクション、もう一つは人間とは何かという問への、暗黙のしかも、ドラマティックな解答を含んでいるという意味でのフィクション<sup>(P)</sup> がそれである。

(P) *Neo classical economics* への功利主義の侵透ということについては、外ならぬ *Neo classical economics* が功利主義からの脱却という方向で自覚的に問題としたことは周知のところである。この結果、基数効用理論→序数効用理論→*choice theory* →顕示選好理論という一連の展開がなされた。確かに *Neo-classical positive economics* の次元では、功利主義の影響は完全に払拭せられたといってもよいであろう。しかし *Neo-classical normative economics* としての *welfare economics* の次元ではその様にはいいえない。これが我々の見解であるが、それ故に功利主義への批判はいまだ今日的意義を失っていないわけである。この点についてはのちに改めて問題とすることにした。自然法哲学、功利主義と経済学との関連はそれ自体きわめて重要な経済思想史上のテーマである。例えば G. Myrdal は、経済理論全体が自然法哲学に基いて成長したものであり、且つ功利主義的な社会観の最も強い影響の下に発展しつつけたものである’ (ミュルダール, 経済学説と政治的要素, 山田雄三訳, p. 59) と述べている。この様な問題の本格的な研究は他の機会を待たなければならぬから、ここではベンサムがその「道徳及び立法の諸原則の序論」 (*Introduction to the principles of Morals and Legislation*, 1789 p.1) の中で示した有名な次の文章を引用するにとどめておこう。即ち「自然は人類をば二人の主権者、即ち快及び不快の支配の下においた、我々がするであろうことを決定すると同じく、なすべきことを決定するのは快・不快のためである」、がそれである。又見田宗介は「価値意識の理論」 (弘文堂, 昭和 41 年) の中で次の様に述べている。‘功利主義の宿命的な限界は (マルクス、デュルケイム或いはパーソンズがそれぞれの立場から指摘している様に) 「目的」 そのものがいかにして形成されるかを明確にしないことであろう。本来は「手段の体系」としての功利主義が目的それ自体をどの様に理解するかに関しては四つの可能性がある。第 1 は目的をまったく恣意的偶然的なものとして……理解する途である。これはある意味で功利主義のもっとも純粋な論理的帰結であるが、経験的事実とのあきらかな相違のために、実際採用されていない。第 2 の道は目的を神ないし何んらかの超越的な存在あるいはおなじく、超越的な

「普遍的道德」によって定められているものとするものである。しかしこの道もふつうの現代人にとってはとうてい受け入れることのできないものである。第3の道は何んらかの普遍的な人間性、普遍的な欲求、普遍的な快樂を明示的あるいは暗黙の内に前提し、これを究極目的とすることである。歴史的には功利主義がもっとも親しんできたのはこの道であった。功利主義に対する多くの批判がこの様な目的観に対してなされたのも理由のないことではない。しかしこの様な〈普遍的人間性〉の前提は文化人類学、社会学、歴史学などの最近の発展につれてますます疑わしいものとなってきた。最後に第4の道は人間の〈目的〉が文化的、歴史的、社会的に規定されたものであることを認めた上で、目的に関する一つの新しい科学によって功利の体系をおぎなうことである。いいかえれば〈目的〉それ自体を科学の対象として本腰を入れて研究することである’ (p. 51~52) ‘合理的道德論、科学的人生観の探究は功利主義の原則によって理解されるのがふつうであった。ところが功用の体系は手段の体系であって究極目的そのものについて何もいうことが出来ぬ。そこで功利主義が一つの自律した道德体系でありうるためには価値のヒエラルヒーの頂点に公然ともしくは暗黙の内に「人間の普遍的要求」に関する仮定をおかねばならなかった(例えば、ベンサムの「快樂のリスト」)、そしてこの場合の「普遍的要求」とは個々の功利主義者の歴史的社会的文化的に制約された価値意識の無反省な反映にすぎないのがふつうであった (p. 12)

以上の見田の所論からは次のことが明らかになる。即ち、①功利主義は本来手段の体系であるが、この限界を超えて功利主義を一つの自律的な道德体系たらしめるための功利主義者の努力は結局のところドグマティックな自説の主張に終らざるをえなかったということ、②手段の体系たる功利の体系を補うために、目的の探究が科学のレベルで行われる必要があるということ、それである。それでは手段の体系とはどういうことであろうか。功利主義は快・不快の計算によって快を求め不快をさげ快の極大化を追求することを目的として提示してはいるが、しかしこの様な目的は人間が生活するにあたってどの様な目的を具体的に追求しなければならないのかを少しも明らかにしていないし、究極目的についても少しも答えていない。従って快の極大化を目的とするというだけでは、功利主義は目的の問題に答えているとはいいがたいであろう。例えば、消費主体が財・用役のベクトル  $(q_1 \sim q_n)$  によって効用関数  $u(q_1 \sim q_n)$  を一定の制約条件下で極大化するとき、求められているのは効用を極大化する如き  $(q_1 \sim q_n)$  に外ならず、この様な手段の集合としてのベクトルを求めうるにすぎないということが手段の体系ということの意味であろう。従ってこの様な限界を超えるためには見田のいう如き「快樂のリスト」を普遍的な人間性に照らして目的として提示しなければならなくなる。しかし功利主義者の考える普遍的なる人間性なるものはとうてい科学的な批判に耐えないわけである。この様に考えるとき、手段の体系としての功利主義は Kapp のいう如き形式的に合理的な体系ということになるのでは

ないかと思われるのである。‘人間は何かを極大化する——そしてこの何かを効用と名付ける——という形式論理’という Ropoport の発言を想起されたい。

なお功利主義の問題性は以上の考察によるとき次の如くまとめうるであろう。即ち、①手段の体系であるにも拘らず、その限界を超えようとしてドクマ性を露呈したこと、②手段の体系にとどまりつつそれによって人間行動を説明しようとするれば、やはり超えがたい限界にぶつかること、③Neo-classical economics では消費主体の属性として快樂計算能力を前提しつつ②に示した方向で論理が展開されていること、(更に welfare economics における social welfare function の極大化に関しても同種のことが主張しうるであろう。とくに、ピグー的な social welfare function の極大化に関しては功利主義の影響はより限定された形で、つまり所謂最大多数の最大幸福の実現という形をとって侵透していることは周知のところであろう) がそれである。

なお、自然法哲学、功利主義と経済学説の関連については、ミュルダール「経済学説と政治的要素」(山田雄三訳)第二章、経済学説形成の精神史的背景を参照されたい。

2.5 Kapp の第三の批判に対しても我々は同意せざるをえないであろう。何故ならば、Neo-classical economics に登場する経済主体としての homo economicus が孤立的個人であることは明らかであるし、それ故に Neo-classical economics が集団や組織体といった“社会”の欲望や行動を、更には社会的存在としての個々人の欲望や行動を無視しているという既述せる Kapp の批判はけだし当然のことといわざるをえぬからである。なおこれらの点については、(L)、(M)、(N) で与えた説明を参照されたい。

2.6 我々は稀少性の影響下にある合理的行動と残余の行動を区別し、残余の行動の中に、institutional behaviour を含め、これらの行動概念をともに経済学の視座としてとり入れ、相対化しつつ活用することが、妥当なる考え方であるということを述べておいた。けれども、稀少性の影響下にある合理的行動の新古典派的限定には、つまりそれを homo economicus の行動とすることには、批判的であったわけである。そして、我々は稀少性の影響下にある合理的行動を一つの視座としてとり入れるに際しては、次の諸点に留意することが肝要であると考えている。即ち、①人間を社会的存在としてとらえる視点を貫ぬくこと、②個人以外に、集団、組織体等の“社会”をも、この様な合理的行動

の主体としてとり入れること、③予見可能な状況或いは確実な状況と、予見可能な状況或いは不確実な状況を区別し、各状況下での合理的行動如何という考え方をとること<sup>(Q)</sup>、④更に、形式的合理性と実質的合理性を区別すること、がそれである。

(Q) 確実な状況下での個人を主体とする行動の合理性ということは、比較的理解しやすい事柄であるが、不確実な状況下での“社会”を主体とする行動の合理性ということになると、そこには、それほど簡単には処理しえぬ問題が存在していると思われる。そしてこの様な問題を考えるに際しては、“社会”の行動を単純に個人の行動からのアナロジーによって理解するという考え方を捨て、両者の行動の本質的な相違をとらえること {この点については、例えば、拙稿「欲望の連帯性と排他性をめぐって」(1)(2)一人間欲望と社会関係(4) (大阪府大, 経済研究, 第26巻第一号, 第三・四号, 昭和五十六年一月, 八月)を参照されたい}, その上で“社会”の欲望充足行動の合理性とは何かを明らかにすること, 更にその際に、不確実性という契機をとり入れ、考察を進めること, そして、不確実性とは何かを根本的に考えること, 等々が、不可欠の手順であると思われる。

なお、不確実性に関しては、例えば、Paul Davidson, *Money and the Real World*, ch 2. *Uncertainty and the Historical Model Approach* が参考になるであろう。Davidson は、同書 p,10~11 において、Frawk H.Knight と、J.M.Keynes の次の如き主張を提示している。Knight に関する要点は次の如くである。即ち、① social policy の指針を提供するにあたって、“classical” economics を使用することは不毛であることを Knight は認識していたということ、② risk と uncertainty が区別されていること、③ risk は測定可能 (measurable) であり、測定不可能な uncertainty と明確に区別されていること、④従って uncertainty という用語は、将来に関する非数量的な見解 (non quantitative view) に制限せられねばならぬこと、⑤経済的意志決定の基礎を形成するものは、risk はなく、uncertainty であること、(F.H.Knight, *Uncertainty and Profit*, 1937, pp. 19-20) がそれである。又、J.M.Keynes に関する要点は次の如くである。即ち、①Keynes は probability と測定不可能な uncertainty の領域での仕事を介して、経済学的思考における革命を始動させたこと、②Keynes は、新古典派の分析的モデルの欠陥を次の様に述べている、④新古典派は所与の時点における事実と予想 (expectation) が明確で、計算可能な (calculable) 形で与えられるということを仮定したこと、⑤ probability の計算によって uncertainty を certainty のそれと同じ計算可能な状態に環元することが出来るということが想定されたこと、⑥ classical theory (以上で、新古典派と呼んだもの) とは、我々が将来については殆んど何も知らないという事実を抽象することによって、現在を扱うと試みる分析技

術に外ならぬこと、⊖古典派経済学者はこの様な抽象が、理論と実際 (practice) との間につくり出す差異の真の性質や、自らが導かれがちな誤謬の性質を見ずごしがちであること、⊕このことは、古典派の貨幣の扱いをめぐる顕者であること、つまり、Keynes によると富の貯蔵として貨幣を保有しようという我々の欲望は将来に関する我々自身の計算や convention についての我々の不信の程度を示すバロメーターであるということ、がそれである。つまり、Knight の場合には、risk と uncertainty が、Keynes の場合には、probability と uncertainty が厳密に区別され、両者共に、uncertainty が、経済的意志決定にあたって、根本的に重要な意味をもっていると考えていること、とくに Keynes にあっては、不確実性を確率論的に処理出来ぬことが、明確に述べられていることが、重要であろう。更にこの点は、Neo-classical economics における生産主体としての homo economicus がフィクションにすぎぬことに言及した (K) 及び 2, 3 における所論とかかわっているとはいう迄もないであろう。不確実性を前にするとき、完全知識を前提した合理的行動が、フィクショナルであることは自明のことであるし、確率論的に対処することによって、合理性を回復しようとしても、確率と不確実性との本質的な違いを考えると (歴史的一回的な行為に確率概念は適用できない) このことも困難となるであろう。この様に不確実性のもとでの合理的行動とは何かということは、簡単な問題ではないのである。

3. Kapp は institutional behaviour を、制度化せられる (institutionalized) という事実の故に、相対的安定性や斉一性を示す如き行動パターンと規定していた。従って、institutional behaviour というものを理解するためには、institutionalized, institutional, institution といった概念の意味を明らかにすることが必要となってくる。以下この点を Kapp に従って考察することにしよう。

Kapp は institution に満足のいく定義を与えるためには、人間と文化の相互関係についての哲学的な、更には文化人類学的な考察が必要であるが、ここではこの様な考察はさけ必要最低限の諸点をのみ指摘するにとどめると述べている。それらは次の諸点に要約しうる。即ち、①institution とは例えば連邦準備制度のような組織の法的形態を意味するものではなく、安定した行動形態 (stabilized forms of behaviour), 行動慣習 (habits of conduct), 思考慣習 (habits of thought) を意味する、②これらは過去において発展させられ、過去からひきつがれ、現在においても持続しているものである、③institutional beha-

viour の主体には、個人以外に、集団、組織体等の“社会”が含まれる、④この様に理解せられた institution は人間及び社会がつくり出したものであり、その起源は人間の本性に求めうる、⑤institution とは安定した或いは慣習化した行動及び思考の枠組であるから、自律性を帯び、その様なものとして人間の行動や思考を型にはめてつくり出す (mould) 傾向を持っている、つまり institution とは人間の行動や思考の鋳型となる傾向を持っている、⑥それ故に Veblen にとっては institution はある所与の時点で時代遅れとなることは自明のことであつた、<sup>(25)</sup> がそれである。

institution とは何かという問いに、本格的な解答を与えることは容易なことではないとしても、少なくとも当面の考察に必要な論点はここに明らかにせられているというべきであろう。要するに institution とは思考慣習や行動慣習つまり慣習であり、個人や“社会”の行動や思考を規定するところの枠組或いは鋳型である、それは過去からひきつがれ現在も存続しており、安定性や齟齬性を示し自律性を帯びている、しかし特定の歴史的な時点には時代遅れとなり逆に人間にとっての桎梏と化する如きものである、ということになるであろう。そして institutional とか institutionalized ということも、この様な institution の規定から明らかにせられるであろう。つまり institutional or institutionalized behaviour とはこの様な慣習としての枠組或いは鋳型としての institution によって規定せられたところの、従って慣習化した個人や“社会”の行動及び思考ということになるわけである<sup>(R)</sup>。

(R) Veblen によって institution がどの様に考えられていたかについては、佐々野謙治、ヴェブレン研究への一視角—ヴェブレンとコモンズ・ミッチェル—(経済社会学会編、ヴェブレンと制度学派、経済社会学会年報IV、所収)が一つの参考となる。以下、institution の理解とかかわる論点を提示することにしよう。

① 佐々野はまず制度主義経済学を次の様に規定している。即ち、古典派経済学の「ニュートン主義的変化観」とは全く異質の「ダーヴィンの進化論的変化観」を本質的特徴と

(25) Kapp, D 邦訳, p. 165.



し何よりも「制度の変化」を問題にした「反古典」の経済学である、がそれである。

② 制度主義経済学をこの様に規定するとき、その中にはアメリカ制度学派経済学の外にドイツ歴史学派、マルクス学派の経済学も含まれるということになる。

③ 制度主義経済学は、更に2つに大別しうることを、即ち、「体制を超えた制度の変化」にまで説き及ぶ制度主義経済学（「マルクス派」の経済学、更にはヴェブレンの経済学）及び、「体制内における制度の変化」を問題としたにとどまる制度主義経済学（アメリカ制度学派のコモンズ、ミッチェル、「ドイツ歴史学派」の経済学）がそれである（但し二つの（ ）内の一部は著者の主張をふまえた上での筆者の表現である）。

④ ヴェブレンは彼の所謂「進化論的（科学的）経済学」の樹立を意図した。その経済学はヴェブレンによれば何よりも現実の「経済の変化」を問題としなければならないが、この変化をもたらすものは人間である故にその人間の「経済行動の変化」を解明しなければならないということになる。

⑤ ヴェブレンは「進化思想」（evolutionary という用語の解明に関する（G）を参照されたい、筆者）と並んで経済学の正しい前提として受け入れたのは「本能・習慣心理学」の教える人間観であった。それによれば人間は本能—これはその心理学の見地からすれば不変と解された—を動因として行動するがこの人間行動を規定し方向づけているのはこの時代に支配的な習慣つまり「制度」と考えられた。かくてヴェブレンは人間の経済行動の変化を解明しようとする「進化論的経済学」は「経済」制度を分析の対象としその変化を問題とすべきであると主張した。つまり、彼の「進化論的経済学」の中心課題は「経済制度の累積的变化の研究」ということになるわけである。

⑥ その経済制度をヴェブレンは企業及び産業と規定した。企業とは私的所有権の系譜に属しており、営利、金銭的利潤の追求にかかわる「商業」の制度である。産業とは産業革命以降ますます機械化し、体系的包括的になってきた「生産」の制度のことである。そしてヴェブレンは近代資本主義体制を「機械過程」を基礎とする「産業」と「利潤のための投資」を行う「企業」という二つの支配的な経済制度からなる複合体と解いた。

⑦ 制度とはヴェブレンによって「本能」を動因すると人間行動を規定し、方向づけるものと解される。従って「企業」と「産業」という近代資本主義社会に支配的な経済制度も、この社会の構成員の行動を規定し彼らに一定の行動様式（ヴェブレンのいわゆる思考慣習）を身につけさせることになる。

⑧ 「企業的職業」に属するか、「産業的職業」に属するかで近代社会の構成員は「企業人」と「産業人」に大別される。「企業人」はその思考慣習を企業原理によって形づくられる。企業原理は私的所有のそれであり、強制、隷属、搾取を正当化する。故に「企業人」は「収奪本能」を自由に発現させられ富の私的蓄積に努める（ヴェブレンの制度分析が人間「本能」にまで環元されて行われていることに注意せよ）。今日富は金銭的取引を

通じて獲得される。かくて「企業人」はその専門家として「金銭的思考習慣」を身につける。しかるに機械化した生産の体系に係わる「産業人」とりわけ「技術人」は「機械的唯物論的思考習慣」の具現者となる。この習慣は「収奪本能」とは全く異なった本能の発現を促す。つまり「生活目的にとっての有用性」を志向し、「能率的な仕事を愛し、無駄な努力を嫌う」という「制作本能」の発現を促し人々の関心を物質的生産に向けさせる。「企業人」は最大の「金銭的利潤」を獲得すべく行動するに対して「産業人」とりわけ「技術人」は財の「生産効率」を求めて行動する様になる。

⑨ 要するにヴェブレンのいう「企業」と「産業」という制度は各々その機能と目的を異にする異質の制度である。即ち、「産業」の制度とは近年ますます機械化した「生産」の制度に他ならず、これは生産効率の増大を目的とする。しかるに「企業」の制度とは「営利」「商業」の制度であり、これは最大の私的な「金銭的利潤」の獲得をその目的とする。

⑩ この二つの制度の複合体がヴェブレンのいう近代資本主義体制なのであるが、ヴェブレンはそれを二つの制度の単なる複合体とみるのではない。結局今日支配的なのは「企業」であり、これが産業を所有し支配しており、「産業」は「企業」のために経営されており決してその逆ではないとヴェブレンはいう。要するにヴェブレンは近代資本主義体制を「企業による産業の支配」と解しここに資本主義の本質をみる。

⑪ 更にヴェブレンは近代資本主義体制を「産業」と「企業」が分離対立し矛盾をはらんだ世界或いは「企業人」と「産業人」が対立反目し合った一つの階級社会としてとらえている。

⑫ ヴェブレンは制度を人間本能にまで環元して分析していった。故にヴェブレンにおいては上述の制度間の矛盾とは単に近代資本主義体制の本質に発するものというにとどまらず、人間の生物学的構造に宿命的と解された二つの相反する「本能」つまり「収奪、略奪本能」と「制作本能」という人間の本性の矛盾が顕現したものとしてとられえられているのである。(以上①～⑫は佐々野上掲論文 p. 25～33)

佐々野の提示した制度主義経済学とその分類、並びにヴェブレンの議論の当否をめぐっては種々の議論が可能であろうが、ヴェブレンの制度概念をとらえるためには、とくに上記⑤及び⑦がその手掛りとなるであろう。即ち、制度とは慣習であること、その様な慣習としての制度は、本能を動因とする人間行動を規定し方向づけるものであり、社会の構成員に一定の行動様式や思考様式を身につけさせるものであること、がそれである。つまりヴェブレンにあっても、制度とは、人間の行動や思考を規定し方向づける慣習としての枠組或いは鑄型であることが明らかであろう。なお佐々野が指摘する如き、ヴェブレンの制度考察の次の如き特徴には注意すべきであろう。即ち、①人間の行動は本能を動因とすること、②本能とは人間に本具的であり、不変のものとされていること、③各々の本能の発現に適合せる制度があること、がそれである。この様にヴェブレンの人間観形成には、あ

る種の「本能習慣心理学」が影響を与えているが、この様な心理学に対して佐々野は次の様に述べている。即ち、ヴェブレンの制度概念と不可分の関係にあった本能概念が、形而上学的で、科学的（経験科学的）検討に耐えうるものでないことは心理学そのものの発達からしても明らかである、（前掲論文 p. 48）がそれである。しかし佐々野は続いて次の如き注目すべき議論を行っている。即ち、‘ヴェブレンの本能概念が科学的（経験科学的）検討に耐えうるものではないことは、実は他でもない当のヴェブレン自身がよく知っていたのである（ここに、脚註12が入りヴェブレンの議論が引用されている、筆者）……とすれば問題は、何故あえてヴェブレンは形而上学的とみなされる「本能」概念を彼の制度の分析の中に持ち込んだのか、ということだ。かくてここに想起されるのは、ヴェブレンのその本能概念には彼の体制、文明、文化批判の精神と視野が秘められていたということだ（制作本能、収奪本能は一定の評価を内蔵している、前者はポジティブに、後者はネガティブに評価されている。佐々野によれば、ヴェブレンは、資本主義体制を、単に制作本能の発現（生産力の展開）を阻止しているだけでなく、つまりは「収奪本能」の支配する今だに、「野蛮文化」に属するものとみなしている（前掲論文 p. 39）ということである、筆者）このことは、ヴェブレンの「本能」概念が、単に心理学的見地や現実的見地から、安易に否定される様な性質のものではなかったということの意味を意味しよう’（p. 48）がそれである。

更に Emile Durkheim がその *Règle de la Méthode Sociologique*（宮島喬訳、「社会学的方法の規準」、岩波文庫）第2版序文（p. XXII, 邦訳 p. 42～44）において行っている *institution* に関する考察を参考までに提示することにしたい。デュルケイムの議論の要点は次の如くである。

①自然現象、及び社会現象はともに実在的な物 (*choses réelles*) である、②実在するものは (*ce qui est réel*) すべてある明確な性質を持っており、その性質は自らを主張し貫ぬくものである、そしてそこに社会的拘束 (*la contrainte sociale*) の観念における最も本質的な要素がある、③この観念の意味するものは、行動或いは思考の集合的諸様式 (*les manières collectives d'agir ou de penser*) は個人の外部に実在性を持っているということ、そして諸個人はあらゆる時点においてこれに従っているということに尽きるからである、④この行動と思考の集合的様式の如く、その固有の存在 (*leur existence propre*) を持っているものが、物 (*choses*) である、⑤個人はそれらをつくり出され形を持ったものとして見出すのであり、これを存在しないかの様にみなすことは出来ぬし、又現に存在するものとは別様のものとみなすことも出来ない、⑥個人はそれらを十分に考慮する様に強いられるし、これを變形することは（不可能とはいわぬまでも）容易なことではない、何故なら、社会がその諸成員の上に及ぼす物質的、精神的な優越性 (*la suprématie matérielle et morale*) をそれらは受けとっているからである、⑦それらの発生に際して個人はある種の役割りを演じる、けれども社会的事実 (*fait sociale*) が存在しうるためには少くとも複数

の個人が彼等の行為を相互にかかわり合わせ、その結合 (combinaison) が何んらかの新たな所産を引き出すということがなければならぬ、この総合は、我々各人の外部で生じるため (何故ならそこには複数の意識が入り込んでいるから) 必然的にひとりひとりとしてみた個々人の各意志には依存しないある種の行動様式と判断を我々の外部に固定し確立することになる、⑧既に他の人々 (『大百科辞典』Grand Encyclopédie 中のフォコンネとモース両氏による「社会学」の項目) によって指摘されている様に、通常の意味を少しばかり拡大しさえすれば、きわめて独特なこの存在様式をかなり適切に表現してくれるひとつの言葉がある、即ち、制度 (institution) という語がそれである、⑨我々は集合体によって確立されたあらゆる信念や行動様式を制度 (institution) と呼ぶことが出来る、その場合社会学は諸制度及びその発生と機能に関する科学と定義されることになる、社会的な信念や慣行がこの様に外部から我々の中に入り込んでくるからといって、我々がそれらを受動的に何の変容も加えずに、受け容れるということではない、我々は集合的諸制度について思考をめぐらし、自らの内に同化することによってこれを個人化し多かれ少なかれ我々の個人的な刻印を与える、我々個人がある程度まで自分固有の道徳や宗教や技術を形成するのは以上の様な理由による、事実社会への同調性といってもおよそ様々な程度における個人的な色調を容れないものはない、とはいえ許容される多様性には限界がある、人はいずれは越えることの出来ぬ限界にぶつかる。

以上がデュルケイムの考察の要点である。要するに、デュルケイム、フォコンネ、モース等のいう制度 (institution) とは、行動と思考の集合的諸様式のことであるが、更に、この様な行動と思考の集合的諸様式に次の如き限定がなされているわけである。即ち、それはデュルケイムの所謂 chose であり、諸個人を外部から拘束する如きものであること、それは集合体によって作り出されること、それは、集合的慣行 (pratiques collectives) であること、各個人は、institution に拘束されて思考し行動するが、その際ある限界内で自らの思考や行動に個人的な刻印を与えうること、がそれである。この様にみてもデュルケイムの institution と Kapp が説明した如き institution、更にヴェブレンの institution の間には、きわめて密接な関連或いは類似性のあることが明らかとなるであろう。デュルケイムは institution を行動と思考の集合的諸様式と規定しているが、この様な諸様式は、chose として個人の外部に実在し、個人の行動や思考を拘束するものである。それ故にこの様な諸様式は人間の行動や思考を規定し方向づける慣習としての枠組或いは、鑄型に外ならぬといえるであろう。そしてデュルケイムは institution の発生過程やその属性について、Kapp が十分に説明していない点を明らかにしているといってもよいであろう。くりかえすことになるが慣習としての institution を作り出すものは集合体であること、この様な慣習が、個人の思考や行動の枠組或いは鑄型として、個人をその外部から拘束するのは、それが chose であり、更にはその様なものとして社会の力 (成員たる個人の力

よりはるかに大きな力)を体化しているからであること等々をデュルケイムは明らかにしているからである。つまり、デュルケイムにあっては、制度(institution)社会的事実(faits sociaux デュルケイムはこれを個々人の意識の上に、強制的な影響を及ぼしうるといふ固有の性格において認識されることの出来る行動及び思考の諸様式から成っているもの、と述べている。P.XX. 邦訳 p. 38, つまり faits sociaux とは様々の institution から成り立っているわけである)社会的拘束(contraint social), 物(chose)の間には、密接な関連があるわけである。

4. 我々は主体の行動を稀少性の影響下にある合理的行動と残余の行動に二分し、後者の中に institutional behaviour を含めておいた。しかし、institution に関する一応の考察を終ったところで、改めて考えてみると、この様な行動の分類自体が、妥当なるものであるかという問題が生じてくると思われる。というのはinstitution とは、ヴェブレンにとって自明であった様に、特定の歴史的な時点で、時代遅れとなり、主体の行動への桎梏と化するという性質を持っているが、それ故にその様な institution に規定され方向づけられた institutional behaviour も又この様な性質を持っているからである。従って institutional behaviour と対比せらるべき行動は新結合<sup>(S)</sup>の逐行或いは革新的な行動と考えざるをえないであろう。何故なら、その様な特定の歴史的な時点においてこそ、時代遅れとなり桎梏と化したところの、行動及び思考を規定し方向づける枠組或いは鑄型としての institution 或いは行動及び思考の集合の様式としての institution の改変をもたらす、新結合の逐行或いは革新的行動が必要とされるからである。

(S) 新結合に関して、シュンペーターは次の如く説明している。

①生産をするということは、我々の処分範囲に属する諸物、諸力を結合することである。②生産物並びに生産方法の変更とはこれらの諸物諸力の結合を変更することである。③旧結合から漸次に小さい歩みを通じて連続的に適応しながら、新結合に到達せられるかぎりにおいても、確かに変化又は場合によっては生長が存在するであろう。しかしそれは均衡考察(均衡分析、筆者)の力の及ばぬ新現象でもなければ、はたまた我々の意味する発展でもない。④新結合が非連続的にのみ現われることが出来、又事実現われるかぎり発展に特有なる現象が成立する。⑤我々の意味する発展の形態と内容は新結合の逐行という

定義によって与えられる。⑥この概念は次の5つの場合を含む、(i)新しい即ち消費者の間ではいまだ十分に知られていない財貨或いは新しい品質の財貨の製造、(ii)新しい即ち当該産業部門において實際上未知な生産方法の導入、(iii)新販路の開拓、即ち、当該国の当該産業部門に従来まだ紹介せられていなかった市場の開拓、(iv)原料或いは半製品の新しい獲得資源の占拠、(v)新組織の達成、即ち、独占的地位(例えばトラスト化による)の形成又は或る独占の破壊の如し、⑦新結合の遂行者がこの新結合によって凌駕、排除された旧慣行的結合に於て商品の生産及び商業過程を支配したる人々と同一人である場合もありうるが、しかしそれは事柄の本質に属するものではない、⑧新結合特にそれを具現する店舗、生産設備等はその観念からいうも単純に旧きものにおきかわるのではなくて、一応はこれと相並んで現われるのである。ただし旧きものは概して自己自身の内から新たな進展を行う力を有しないからである。⑨新結合は軌道の変更(第1種の非連続性)の外に、発展担当者の変更(第二種の非連続性)をつくり出すばかりでなく、更にその付帯現象をも支配する。新結合が旧結合を攻略することによって遂行せられるところの競争経済においては次の如きものがこれによって説明せられる。即ち、社会的地位の上昇、社会的階級交替の過程、景気の回転並びに財産形成機構に関係するその他の多数の個別現象がそれである。(以上、cf. J.A. シュンペーター「経済発展の理論」中山、東畑訳、p.166~168)。

以上から、慣行的な旧結合の反復的な実行つまり *institutional behaviour* と新結合の遂行は、対立的にとらえられていることが明らかであろう。

新結合の遂行ということは、本質的に不確実な状況と結びついている。従ってそれは不確実な状況下での合理的行動ということになるであろう。不確実な状況下での合理的行動という概念に対しては、それは形容矛盾を犯しており、不確実な状況下では本来非合理的な行動しか実在しないという反論が生じるかも知れない。確かに不確実な状況下での行動を完全に合理化する(科学的認識を媒介すること等で)ことは不可能であり、非合理性の要素が残存することは否定できないであろう。仮りに不確実性の問題を確率の問題に環元しうるならば、不確実な状況下での行動の合理性は確率論的に意味づけうるでもあろうが、不確実性の本質からいってその様なことは不可能であろう。けれども、新結合の遂行者の如き、不確実な状況下での行動主体は、その行動を可能なるかぎり合理化しようと努力することも又否定出来ぬところである。従って、不確実な状況下での行動の可能なるかぎりでの合理化を志向せる行動のことを、不

確実なる状況下での合理的行動と呼ぶことは、許されるところと思われる。そしてこの様な合理化の努力とは Robbin Maris が指摘する様に、不確実性を出来るかぎり減少させること、或いは不確実性のもたらず帰結を出来るかぎり減少させること或いはその両方を目的とすること、になるであろう<sup>(T)</sup>。

(T) J.K. Galbraith は「新しい産業国家」(都留重人監訳)の中で、Robbin Maris の次の様な主張を紹介している。即ち「現実には大企業経営者は……不確実さを出来るかぎり小さくすること、或いは不確実さのもたらず帰結を出来るだけ小さくすること或いはこの両方を目的としている」(the economic theory of “managerial” capitalism, 1964)がそれである。現代の制度派経済学者の中で不確実性の問題にとくに強い関心を示しているのはガルブレイスである。そのガルブレイスは、企業レベルにおける計画化を市場の不確実性を減少させるための方策としてとらえている(ガルブレイス, 上掲邦訳, 第3章, 産業における計画の性質)。ガルブレイスの考察は不確実なる状況下での合理的行動なるものを理解する上で、一つの参考となるので、以下その要点を明らかにすることにしよう。

① 技術が進歩しこれに伴って生産のために必要とされる時間や資本が増大したことは消費者の必要とするものがあらかじめ数カ月ないし数年前に予測せられねばならぬということを意味している。遠い将来の日を迎えた際消費者の購入意欲が欠けているということもありえよう。

② 技術の進歩に伴って必要とされる特別の技能を備えた労働力や、特別の品質を備えた靈妙な材料は金さえ出せば入手できるというわけにはいかぬ。

③ ①②のいずれの場合についても必要とされる対策は明らかである。即ち、消費者が何を欲し、いくら支払うであろうかを定めるのに加え、企業は自分が生産すると決めたものが、採算のとれる価格で消費者に欲せられる様あらゆる可能な手段を尽さねばならぬ。更に企業は自分の必要とする労働力、材料及び設備が自分が受け取るであろう製品価格に釣合ったコストで入手出来ることを見届けねばならぬ。

④ つまり企業は自分が販売するものに統制力を発揮するとともに、自分に供給されるものについても統制力を発揮しなければならない。従って企業は市場に代るものとして計画化をとり入れなければならない。

⑤ 生産のために必要とされる時間や資本が増大するのに伴って、消費者自身の勝手気ままな反応に依存することがますます危険なものとなる。かかる傾向は製品が技術的に高度化されればされるほどますます強くなっていく。

⑥ 技術の進歩並びにこれに関連する諸変化のために、労働力や設備の入手を市場に依

存することが次第に出来なくなり、これらの調達を計画化しなければならなくなる。適当な賃金ないし価格で必要な量だけ必らず供給されうる様にするため、あらかじめ将来のことを考慮した措置がとられねばならない。何が必要かをあらかじめ緻密に考慮しておき、それを入手しうる様に取り計らわねばならない。

⑦ 事業社会の立場からみれば計画化とは生産を開始してから完了するまでの間に必要とされる諸措置を予見し、これらの措置を遂行するための準備を行うことであり、また生産の過程で生ずるかも知れぬ不測の好材料、及び悪材料を予見し、これに対処するための方策を準備しておくことである。

⑧ 市場がますます頼りにならなくなる事態に対処するためには種々の戦略を用いることが出来る。しかし現実にはそのすべてが市場を計画化によっておきかえることを求めているわけではない。あまり重要でない事柄については、市場の不確実性は無視することが出来る。

⑨ 消費者がどのような市場行動をとりそうであるかについては、市場調査や市場実験の方法で、ある程度のことないしは相当のことが判りましょう。消費者が何を欲しているか、または何を欲する様になるであろうかについての調査はどの様にしたら消費者を説得しうるかについての調査と結局は同じことになってしまう（これはマリスのいう不確実さを出来るかぎり小さくするという方策の一つである、筆者）。

⑩ その規模が大きく、数多の製品を製造している企業にあっては、その他の方法では除去できない不確実性の悪影響を和らげることが出来る。一種類の製品しか生産しないより小規模の企業にとっては、巨額の損失が発生すればそれはきわめて大きな痛手となるであろう。しかし規模が巨大で、更に数多くの製品を製造する企業の場合には一つの製品に関して巨額の損失を招いても、その他の製品の販売によってこれを相殺することが出来る。市場の不確実さのもたらす悪影響はこの様にして全計画機構の比較的小部分にしばしば限定されることになる（これはマリスのいう不確実性のもたらす帰結を出来るだけ小さくするという方策の一つであろう、筆者）。

⑪ 以上⑨⑩で述べた方法以外の、市場の不確実性に対処するもっと一般的な戦略は次の如きものである。即ち、(i)市場の除去、(ii)市場の統制、(iii)市場の停止、がそれである。

⑫ 市場の除去について。市場を除去するために用いられる方法は、垂直的統合である。一つの計画単位が材料の供給源や製品の販売先を統合すれば、価格や数量についてのかげ引きが行われる取引というものは、その計画単位内部での商品の移動にすぎなくなる。ある企業がある重要な原材料ないしは製品に特別に深く依存している場合にはそれらの必要な供給が自分にとって都合の悪い価格でしか得られないという危険が常にある。従ってかかる供給を市場に依存しないで、自分固有の供給源に依存することは初歩的な安全装置である。勿論これによって市場の不確実さが完全に除去されるわけではなく、大き



な扱いにくい不確実さが、比較的小さくて分散されていて管理のしやすい不確実さによって取って代られるのである。しかしこれは非常に有利な交換である。例えば石油会社にとってそれが購入する原油のコストの変化は重大事であるが掘さく機械のコストの変化は軽微な問題にすぎない。企業の立場からすれば市場を除去することは対外的交渉従って部分的にもせよ、全面的にもせよ統卸しがたい決定を純粋に内部的な決定の対象に転換することを意味する。それ故に資本と労働力に関する現代の産業政策を説明する上で一番重要なのはこれらの高度に戦略的な費用要因を純粋に内部的な決定に従わせようという欲望に外ならぬ。

⑬ 市場の統制について。市場は又統制することも出来る。それは計画単位の売買の相手方の行動の独立性を弱め、ないしは除去するという形をとる。この場合相手方の行動は統制されている以上、その行動に関する不確実さは削減される。しかも同時に、売買の過程を含む市場の外面的形態は形の上では手をつけないうままに残されている。かかる方式での市場の統制は、企業の大規模化とくに関連する市場との相対的な関係で当該企業が大規模化することによって実現可能となる。小規模な企業の場合には、供給者に対しても顧客に対しても統制力を持っていないから、その時々相場を取り引き代金を支払う或いは受け取るより外ないわけである。しかし、ジェネラル・モーターズの如き、大規模な企業の場合には、事情は異っている。同社が購入するかしないかの決定は通常その供給者にとって非常に重要な事柄となろう。このため供給者は同社に対してきわめて協力的な態度をとらざるをえぬ状況にある。もしその主張を押し通したいと思うならば、ジェネラル・モーターズは材料や部品を自己調達する可能性を常に持っているのである。市場を通さなくてもすむ選択権を持っていることが、市場を統制することの重要な源泉なのである。同様に大規模であることにより売り手としてのジェネラル・モーターズは様々の販売品の価格を自ら設定することが出来、個々の買い手が注文を差しかえることによって変更を強要できないことを知っている。更に、ジェネラル・モーターズが、数少ない売り手の一つであるという事実がその統制力を増大させている。つまり企業が大規模であることと、少数の競争者しかいないことが市場の統制をもたらすことになる。価格の統制は市場の統制の一部にしかすぎない。もし不確実さを除去せねばならないならば、販売額についても統制が必要である。しかし企業の規模の大きいことは、顧客の必要な反応を確実にするのに役立つ広告とか、よく訓練された販売組織とか、製品のデザインの注意深い管理とかの、需要の管理をより容易にする。もとより需要の管理は完全とはいえないが、不完全であるからといって、市場の不確実さを少なくする上でそれが重要でないということはない。

⑭ 市場の停止について。経済活動の個々の単位の規模が大きい経済においては企業は市場の不確実さを互に除去し合うことが出来る。相当長期にわたる売買取引価格と数量を定める契約を結ぶことによってそうすることが出来る。企業が小規模の場合にはこの様な

契約をとり結ぶことは困難であるが、例えば U.S. スチール社との間で結ばれる鋼板供給ないし電力購入の契約は、同社の信頼性の故に可能となる。従って大企業から成り立つ世界では、かかる契約の網が存在することによって各企業は他の企業にとっての市場の不確実性を除去し、他方自分自身にとっての不確実さの一部を他の企業に吸収させることが出来る。

⑮ 国家による市場の停止について。大企業体制の外部においても、とくに農業部門においてももっとも顕著なことであるが、政府は価格を設定し、その結果市場機能を停止させ、市場の不確実性を除去するために広汎な介入を行っている。これは当該経済部門内での活動単位、即ち個々の農場が価格を統制しうるほど大規模でないために行われていると見てよい。又大企業体制の内部でも、大規模な研究開発を伴う高価な技術が非常に長期にわたる生産期間や非常に多額の資本の固定を必要とする場合には、同じ様な国家の行動が要請される。この際国家は適当な利潤を含めコストを十分にカバーしうるだけの価格を保証する。国家は生産物の購入を引き受けるか、或いは契約が破棄された場合に十分に補償することを引き受ける。この様に国家は関連するあらゆる不確実さを伴う市場を事実上停止させるのである。その結果、最も高価な先進的技術の領域においては市場はもっとも止揚され、従って計画化はもっとも確実なものとなる（ガルブレイスはここで市場の停止を国家が行うケースを大企業体制の外部と内部に分けて論じているのである。大企業体制の内部にあっては、現代兵器の開発、供給や宇宙開発などの、巨額の研究開発費を要し、生産期間の長期化や多額の資本の固定化を伴う高度技術を駆使する産業部門での製品に対して国家自らが需要者として立ち現われ、取引相手である大規模企業との取引を市場を停止させるというやり方で、つまり長期契約を介して行うということが述べられている。しかしそれと同時に、研究開発費の国家による補助や民間企業間で生じる契約不履行に伴う損失の補償など需要者としての立場以外での国家の行動にも言及されていることに注意すべきである、筆者）（以上、cf J.K. ガルブレイス、「新しい産業国家」邦訳 p. 52~66）

以上ガルブレイスの議論を明らかにしてきたが、彼の論理は次の如く要約しているであろう。即ち、科学技術の高度化は、投下資本の巨額化、生産期間の長期化、特殊な品質を備えた材料や部品、更には特殊な技能労働への需要、特殊な品質を備えた製品の供給をもたらす、従って、市場に依存して生産販売活動を行う場合には、不確実性は飛躍的に増大する、そこで市場の不確実性に対処する必要が生じるが、そのオーソドックスな手法は、市場の除去、市場の統制、市場の停止等である、そしてこれらの手法の行使は企業レベルでの計画化と称しうるものであり、大規模な企業ほどこのことは容易になる、がそれである。なおガルブレイスは、市場の不確実性が極小であり、計画化を必要としない状況を次の様に考えている様である。即ち、たやすく入手しうる材料を用い、専門化していない労働力によって、単純な設備で製造しうる単純な商品に我々が甘んじる場合には、市場は生

産に必要な材料，労働力，設備を安定的に供給しうるし，又最終製品の市場を管理する必要もなくなるであろう（上掲書 p. 63），がそれである。従ってガルブレイスによると市場の敵はイデオロギーではなくエンジニアであり，社会主義者ではなく，先進的技術であるということになる（上掲書 p. 63～64）。先進的技術と市場の不確実性との間に因果関係を設定し，不確実性への対処という視点から，企業レベルでの計画化を説明している点に，ガルブレイスの議論の特徴が存在しているわけであって，我々はこの様なガルブレイスの着眼を評価しうらと思うのである。

5. 行動一般を分類するに際して，状況を確実なる状況と不確実な状況に区分するという次元と，行動の主体に着目して，それを個人と，集団，組織体等の“社会”に区分するという次元を交錯させるならば，次の如き四つの行動類型が得られるであろう。即ち，確実な状況下における(i)個人の行動，並びに(ii)“社会”の行動，不確実な状況下における(iii)個人の行動，並びに(iv)“社会”の行動がそれである。こうした上で，行動自体の特性を合理性を基準としながら，考察することが必要であるし，更に，*institutional behaviour* や *inovational behaviour* をこの様な図式の中に位置づけられることが必要であろう。そしてその際に既述した如く，行動の主体としての“社会”や個人の徹底した社会学的解明と不確実性の解明が，不可避となるであろう。

6. この様に考えてくると，経済学に事象説明力を回復するという視点から，*institutional behaviour* を重視する *Ins. Ecs.* の主張に対しては，我々は次の様な見解をとらざるをえないであろう。即ち，(i)社会科学の認識における一つの，しかも重要な視座として，*institutional behaviour* をとり入れる必要があること，(ii)しかしその様な視座は，あくまでも相対化せられねばならず，従って *inovational behaviour* や，稀少性の影響下にある合理的行動等の残余の視座をも併せてとり入れる必要があること<sup>(U)</sup>，がそれである。いささか図式的な説明ではあるが，例えば，変革期にあっては *institutional behaviour* と *inovational behaviour* との矛盾対立にこそ視線を向けねばならぬであろうし，逆に安定期にあっては，いまだ桎梏とは化しておらぬ *institutions* によって規定され

方向づけられた institutional behaviour の重要性を無視することは出来ぬであろうからである。肝要なることは、経済活動の主体である人間の行動に関して、real にして複合的な視座を持つということであろう。

(U) 我々はさきに不確実な状況下における“社会”の行動の合理性ということを理解する一助として、企業レベルでの計画化に関するガルブレイスの考察をとりあげた。ここで注意すべきことはこの様な計画化的行動は、発生当初にあっては、inovational な性質を帯びているとはいえ、やがては慣習化して institutional behaviour になるということと、institutional behaviour になったからといって、この様な行動の(企業レベルでの)合理性が直ちに消滅してしまうわけではないということ、の二点である。この様に考えてくると稀少性の影響下にある合理的行動を institutional behaviour に対立するものとしてとりあげることには多少の問題があるということが分るのである。そしてこのことは、両者が共に具体的な社会的行為の一側面を抽象せる行為類型であって、それ自体を具体的な社会的行為と考えることは誤りであることに着目すれば、自ら明らかなることといえるであろう(その様な場合は稀には存在するとしても)。つまり、具体的な社会的行為の本質を institutional behaviour ととらえる場合でも、それを規定し方向づける institutions がいまだ人間にとっての桎梏と化さぬ局面にあっては、それは同時に合理的な性質をもっているかもしれないということには注意する必要があるわけである。それ故に、institutional behaviour に対立せるものはやはり inovational behaviour ということになるであろう。そのかぎり本文の叙述は多少とも不正確である。図式化して論じるなら、おそらく次のようになるであろう。即ち、それを規定し方向づける institutions が人間にとって桎梏と化した institutional behaviour の存在→その様な institutional behaviour を打破するものとしての inovational behaviour の発生→引き続いて生じる模倣者の続出による inovational behaviour の institutional behaviour への転化→この様な institutional behaviour と合理性とが併存する期間の経過→institutional behaviour の人間に対する桎梏への転化→新たな inovational behaviour の発生→…という循環が存在すること、それである。

#### IV. IIIへの補論——(i) 新古典派消費者行動理論への kapp の批判をめぐり考察並びに(ii) “稀少性の影響下にある” という限定句及び経済の意味をめぐり考察

1. 以下IIIへの補論として、表題に示した如き問題を取りあげることにした。なお(i)に関しては、Kapp の論文⑩<sup>(V)</sup>における主張を明らかにし、その当否の検討という形がとられる。又(ii)における、経済ということの意味解明は、

K. ポラニーの議論を参考にしながら試みられるであろう。

(V) Kapp は論文⑩ I. 合理的行為と人間行動,の中で単に新古典派消費者行動理論を批判するにとどまらず, 次の如き2つの合理的行動の概念に対してもその仮説としての有効性を批判している。一つは主意主義的個人主義的な合理的行動仮説であり, もう一つは目的と手段の二分法に基いた伝統的な目的論的図式に基づく合理的行動仮説である。前者は孤立的個人の合理的行動に対する我々の批判と多くの共通性を持っているのでここではとりあげず, 後者に関する Kapp の批判の要点をのみ明らかにすることにしよう。それは次の如くである。即ち, ①手段と目的という伝統的な目的論的図式は, 常に現実の恣意的な抽象にとどまらざるをえない, ②目的は所与でないばかりでなく, それ自体より高次の目的への手段である。③目的と手段を区別し目的に何んらかの独立した究極的地位を与えれば, 次の様な事実と矛盾してくる, 即ち, 利用可能な諸資源に照らして目的を変更しなければならず, 又利用可能な諸資源に耐えず目的を適合させなければならぬという意味で, 目的と手段は常に動態的な関連にあるという事実が, それである。つまり Kapp は目的と手段の相互限定と両者の dynamic な変容, 目的が手段であり手段が目的であるという二重的な構造に言及し, 目的を所与とし手段の適合性のみを考える目的合理的な図式に対して疑問を提示しているのである。更に Kapp は引き続き次の様に論じている。即ち, ①この様な観念的な概念を現実的な概念に取り替えることが必要であること, ②人間行動の概念は自らの文化の所産であり, かつその作り手としての人間の本性をあますところなく考慮に入れた経験的に検証せられた動機づけの理論に基いてのみ組立てることが出来ること, ③その様な人間行動の概念は具体的に明らかにされた文化的な諸状況のもとにおける伝統, 価値, 習慣, 感情等の影響を考慮しなければならないこと, ④それ故に, この概念によって, M. ウェーバーやヴェブレンが試みた様に文化人類学, 社会心理学, 社会学の様な他の社会理論の成果を経済分析に利用することが出来るであろうこと, ⑤観念的な概念(即ち, 人間行動の特殊な一側面を一面的に強調した概念とか現実に対応しない全く架空の構成にすぎない概念)によってではなく, 現実的な概念によって理論を定式化することは社会経済分析の認識論上の公約であること, がそれである。なお Kapp が稀少性の影響下にある合理的行動という概念を批判しているのではなくその特殊なる限定を批判しているのもであるということ, そしてそのことは逆に彼が現実的な概念としての合理的行動如何という問を発しているということには, 注意する必要があるであろう(以上論文⑩ p. 166~168)。

## 2. (i)に関して

2.1 Kapp はまず, "社会研究は合理的行為の概念を受け入れることが出来

<sup>(25)</sup>と述べて稀少性の影響下にある合理的行動という視座の相対的な有効性を認めている。しかし続いて、純粹経済理論はこの概念を厳密に限定された實際意義があるかどうか疑わしい一つのフィクションとして展開したにすぎない<sup>(26)</sup>と述べている。つまり Kapp は稀少性の影響下にある合理的行動という視座自体は認めるが、それを更に限定することによってえられた Neo classical economics における経済主体、つまり homo economicus を単なるフィクションとしてしりぞけているということになる。そしてとくに消費者行動理論に限定して二点にわたる批判を展開している。

2.2 第1の批判は次の如くである。即ち、ある人が財・用役の組合せAをBよりも選好したのは、それによってより大なる快樂を期待しうるからであると説明されているが、この様な説明は真の説明ではなく、単なる事後的解釈或いは同義反復的な解釈にすぎない。何故なら、ある人がBではなくAを選択したという事実を観察してその様な選択がなされたのはAがBとくらべてより大なる快樂をその人に与えるからであるということが述べられているにとどまるからである。つまり、一定の制約条件下で快樂の極大化を求めるということを人間の行動原理であるとはじめから前提しておいて、この消費者の行動を説明するためにこの前提を単に適用したということが、この説明の本質であるといえるであろう。確かにその人がBではなくAを選択したことは観察しうる事実である。しかし何故にその人がこの様な選択をしたのかはこのかぎりでは少しも明らかなることではない。彼は全く別種の行動原理のもとに例えば institutional factors<sup>(27)</sup>に規制せられつつこの様な選択を行ったかも知れないからである。

2.3 第2の批判は次の如くである。即ち、合理的行為という概念（正確には

(25) Kapp, ⑩ 邦訳, p. 165.

(26) Kapp, ⑩ 邦訳, p. 166.

(27) 以上, cf. Kapp, ⑩ 邦訳, p. 166. なお、この主張は Kapp 自身のものではなく、W. Stark, Diminishing Utility Reconsidered (Kyklos, Vol. 1, 1947. 4, p. 334) に基づいていることが示されている。

Neo classical economics における homo economicus としての消費者行動の概念のことである、筆者)は、「苦痛」や「快樂」(或いは負の効用か効用)という感覚における等しさとか大きさ(即ち量的増減)ではなく、質的に異なる感覚の増減であることをバークソンが既に説明したものを比較可能で計測可能だとみなす疑わしい試みに結びついているのである、<sup>(28)</sup>がそれである。

この文章は難解な表現を含んでいるから、我々はやや大胆にその真意を次の如く解釈してみたい。

Neo classical economics の消費者行動の理論における合理的行為とは、予算の制約下で効用を極大化せんとする行為である。効用とは財・用役の組合せが消費者に与える快樂であり、基数的(cardinal number)性質を持っているものと考えられねばならない。従ってこの様な基数的効用の測定ということが問題となる。けれどもこの測定には次の様な難点がある。即ち、一種類の財或いは用役の消費量の増減が、当該消費者に与える快樂の増減ということであればまだしも(この場合でも基数的測定には問題が残るが)多種類の財・用役の消費量の増減(つまり財・用役の組合せの変化のこと)が当該消費者に与える快樂の増減ということになるとこの様な快樂の測定には次の様な前提が不可欠である。即ち、各種の財・用役の与える快樂が測定可能でありかつ比較可能であるということ、それである。しかしこの様な前提の妥当性には疑問がある(W)。

(W) 以上は、kapp の主張の真意を我々なりに解釈したものであるがここでもう少し明晰に論じることにして。kapp は個人Aの基数的効用関数  $u^A(q_1, q_2 \dots q_n)$  ( $q_i$  は財或いは用役  $i$  の消費量) が成立するためには、 $\{\bar{u}^A(q_1), \bar{u}^A(q_2), \dots \bar{u}^A(q_n)\}$  といった各種の財・用役の与える効用の計測可能性とこの様な各種の効用の比較可能性が前提せられねばならない、このとき、 $u^A(q_1, q_2 \dots q_n)$  は  $\sum_{i=1}^n \alpha^i \bar{u}^A(q_i)$  ( $\alpha_i$  はウエイト) という形で成立することになるであろう。しかしこの様な前提は疑わしいと述べているのである。いう迄もなく、kapp は各種の効用 ( $\bar{u}^A(q_i), i=1 \sim n$ ) の測定可能性という前提よりも、それら

(28) Kapp, ⑩ 邦訳, p.166。この部分も W. Stark の論文 (p. 323) からの引用である。

を比較し加算しようという前提の方に根本的な疑問を投げかけていることになる。

なおこの様な  $kapp$  の批判と全く同一のことを我々はかつて次の様に述べたことである。即ち、「新古典派の世界に登場する人間とは、…快樂計算を合理的に行う能力を持っている。しかしこの想定には二つの問題がある。一つは一人の人間が自ら感得する様々の快樂苦痛を同質化して合計し、効用という単一の実体に環元しようの能力を持っているという想定である。しかし real な人間がこの様な環元作用を行っているとも果していえるであろうか。例えば芸術的欲求充足と飲食的欲求充足とを、同質化を前提して効用に環元し、その大小を比較考量する等果して可能であろうか。何故ならば二つの欲求充足は本質的に異ったものであり同一の主体においても同質化しえぬものと思われるからである<sup>(29)</sup>」それである。

2.4  $Kapp$  の批判を解釈するに際して、我々は彼が、基数的効用を念頭においているものと考えた。それ故に彼の批判は Neo classical economics の初期段階における消費者行動理論、つまり効用の基数性を前提していた段階の消費者行動理論に特に妥当するものであること、従って又、その様な理論の背景にある功利主義的な人間観にも及びうるものであることには、注意する必要があるであろう。従って  $Kapp$  の批判が序数 (ordinal number) 的効用関数を前提した段階の消費者行動理論、更には純然たる choice theory としての消費者行動理論に対してはどの様な意味合いを持っているかが一応検討されなければならないであろう。

2.5 序数的効用関数というのは、所謂無差別曲線図を単なる選択表とみず、それに一定の解釈を施したものであるということが出来る。つまり高位の無差別曲線上にある一点  $A$  と低位の無差別曲線上にある一点  $B$  とを制約条件から解放せられた消費者に選択させるとき、この消費者はいう迄もなく  $A$  を選択するのであるが、このことにいっさいの説明を与えないのが、純然たる choice theory であり、 $A$  が  $B$  とくらべてより大なる快樂 (効用) を与えるからであると説明す

---

(29) 拙稿「人間欲望と社会関係(1)」(大阪府大経済研究第24巻第3号, 昭和54年4月, p. 5)。



るのが序数的効用関数の考え方であるというのが我々の見解である。但しこの場合の快樂（効用）とはもはや基数的なるものではなく、単に大小の比較或いは序列づけが可能なる範囲での快樂（序数的効用）である。換言すれば、序数的効用関数という考え方は、純然たる choice theory にはあきたらず、Kapp のいう如き、事後的解釈或いは同義反復的解釈を選択の事実に加えることによって、無差別曲線図に功利主義的な意味づけを与えたものと考えられるわけである。従って、Kapp の批判は、序数効用関数を前提せる消費者行動理論に対しても妥当するものであると考えてよいであろう<sup>(X)</sup>。

(X) 例えば、ヘンダーリン・クオントは、「現代経済学」(小宮隆太郎訳)の中で、無差別曲線及び無差別曲線図を次の様に説明している。即ち、消費者がちょうど同じ水準の満足を得る様な財の消費量のすべての組合せの軌跡は無差別曲線を形成する、いろいろの異った水準の満足に対応する無差別曲線の集まりを無差別曲線図と呼ぶ、(邦訳 p. 13) がそれである。彼等は、ある一定の効用の水準或いは満足の水準、(邦訳 p. 12) といういい方をしているし、無差別曲線図を消費者の序数的効用関数と考えている (邦訳 p. 11)。つまり、ヘンダーリン・クオントにあっては高位の無差別曲線上の点Aが、低位の無差別曲線上の点Bより選好される理由はAの与える効用、満足とBの与える効用、満足とが比較され、それらの間に序列がつけられたことに求められているわけである。しかしこの様な単なる序列づけの場合でも、それが可能なるためにはAの与える効用とBの与える効用の大小の比較が何んらかのやり方でなされねばならぬであろうし、そのためには、大小の比較が可能なる程度での、ある種の測定が不可避であると思われるのである。換言すれば、序数的効用関数から、Aが100、Bが50という数値が出てくるとしよう。このことは、AがBより選好せられているという事実を意味しているにすぎないのであるが、この様な事実がAの与える効用はBの与える効用よりとにかく大であるからだと説明されているわけである。従ってこの様な説明が可能なるためにはAが100、Bが50という数値が出てくる背景で、消費者はAの与える効用とBの与える効用を、大小の比較が可能なる程度には、とにかく測定していなければならぬであろう。そしてこの種の測定に際してもやはり何んらかの前提が不可欠となるであろうし、その様な前提を理解するに際しては、結局のところ、基数的効用の測定にかかわる前提を基準とし、それをゆるめるという方向で考えざるをえないのではなからうか。しかしこの様に考えてみても、この場合の前提はいっこうにはっきりしない。従って序数的効用関数が成立するためには、消費者の属性としてある種の快樂計算能力が前提せられねばならないが、その様な能力はやはりフィクショナルであ

ることになるであろう。この様に考えてくると Neo classical economics における homo economicus としての消費者を、フィクショナルとする Kapp の批判は序数的効用関数を前提せる消費者行動理論の段階にあっても依然として妥当するといえるし更にその段階にあっても Neo classical economics は功利主義的な人間観から完全に脱却していないといいうるであろう。

2.5 それでは Kapp の批判は純然たる choice theory には有効であろうか。choice theory とは無差別曲線図を単なる選択図としか考えない。いま A, B 二つの選択対象を予算制約から解放せられた消費者に選択させるとき、A が選択せられたとしよう。choice theory はこのとき何故に A が選択せられたかの説明をいっさい与えず、その様な選択の事実のみを無差別曲線図として表現するにすぎない。従って高位の無差別曲線上の一点 A と低位の無差別曲線上の一点 B が提供しているのは、予算制約から解放せられた消費者に A B 二つの選択対象を提示したら、彼は A を選択するという情報のみである。周知の様 choice theory によって Neo classical economics は功利主義と決別したといわれている。つまり選択の事実の動機了解的な説明の放棄を介して、功利主義的な立場を追放したということになるからである。確かにこの考え方は Neo classical economics を特定のドグマから解放し、それを新に V. パレートの所謂 logico-experimental<sup>(30)</sup> な立場から基礎づけるという意味では一つの前進として評価せられねばならぬかもしれない。けれどもこの考え方には社会科学の自然科学化といいうる如き欠陥が内在していることには注意する必要があるであろう。何故ならばいっさいの説明（動機了解的説明）の断念は文字通りいっさいの説明の断念であって、このことはドグマティックな説明を追放する上では有効ではあっても、社会科学的に有意味なその他の説明をも同時に追放することになるからである。この様な意味合いで我々は choice theory に対しては批判的にならざるをえないが、もとよりこの様な批判にとどまらず消費者行動の新

---

(30) V. Pareto, *Traité de Sociologie Générale*.

たなる社会科学の説明を企てることこそが肝要であろう。又 Kapp の批判はもともと功利主義的人間観に基礎づけられた消費者行動理論に向けられたものであるから、純然たる choice theory に対してはいささかのずれということになるかもしれないが、Ins. Ecs. の立場からする消費者行動理論の確立という方向を示唆せるかぎりにおいて、choice theory とも、かかわっているといえるではあろう。

2.6 我々は、2.5において Neo classical economics は choice theory の確立によって、功利主義から脱却しえたと言ったが、この様な通説は果して妥当なるものであろうか。以下この点を、西部邁に従って、再度問題とすることにしよう。

(i) 西部は次の様に述べている。即ち、新古典派は本当に効用概念を捨てたのであろうかという疑問である。すなわち単に選択関数の理論に則っては新古典派の市場理論を統轄する役割を果たしている効率性概念が出て来ないのではないかという点である。パレート最適性の概念は効用の個人間比較の可能性についてはそれを否定しているが、諸個人が自らの満足を最大にする様に行動することを認め、そして各人の満足の程度に応じて各人の状態の改善或いは悪化を論じるものである。つまりそこには個人の状態の「望ましさ」に関する基準が存在するのである。効用概念を捨てることと効率性概念とを両立させる唯一の途は合理的選択自体に望ましさを見出すことだけであろう。しかしその合理性というのも、たとえば選好関係が推移的であり、反対称的というふうにあくまでも形式的合理性のことであって、実質的合理性ではないのである。<sup>(31)</sup>しかしこの種の説明は「形式合理的に選択された結果は全て望ましい」という経験的にみて殆んど無意味な時として現状弁護に墮する価値観に過ぎないと言えよう。選択結果に「望ましさ」の意味を与えようとすれば、やはり効用とい

(31) 西部のいう形式的合理性及び実質的合理性は、Kapp のものとは同一でないことに注意されたい。

う主観的価値から離れるわけにはいかないのである。事実新古典派の教育的書物ではいまなお効用最大化の仮説が使用されている。効率性という社会的評価が問題となるとき前世紀の功利主義或いは快樂主義がそっと裏口から入り込んでくるわけである。現代の新古典派はかつての効用理論に含まれていた主観的価値を巡る混乱を抜け出すために理論の形式的整備の方向に活路を求めながら、最後にいたって効用概念に依拠して市場を評価したり、市場志向的な政策提案を行ったりするのである、<sup>(32)</sup> がそれである。

(ii) 以下西部の主張を我々なりに解釈し、一つの結論を導出することにしよう。

① ここで新古典派といわれるときその中には Neo classical positive economics の外に、Neo classical normative economics つまり welfare economics が含まれている。

② 効率性概念が、パレート基準と関連づけられていることは、西部の叙述から明らかであろう。つまり、効率的な資源配分とはパレート最適的な資源配分のことである。

③ 効用概念を捨てることと、効率性概念を維持させることを両立させうる唯一の途は、合理的選択自体に望ましさを見出すことだけであろう、と述べられているが、これはどういうことであろうか。この点を明らかにするためには choice theory と顕示選好の理論との関連に簡単にふれる必要がある。ヘンダーリン・クオントによると顕示選好理論のエッセンスは次の如く要約しうる。即ち、① choice theory は消費者が無差別曲線図を持っていることを前提しているが、顕示選好理論はこの様な前提をおいていない、② 顕示選好理論はその弱い公理（ $q^0$  が  $q^1$  より選好されることが明らかにされれば  $q^1$  が  $q^0$  より選好されることが明らかにされることは決してない、なお  $q^0, q^1$  とは財・用役のベクトルである）と強い公理（ $q^0$  が  $q^1$  よりも選好されることが明らか

(32) 西部邁「ソシオ・エコノミックス」, p. 163-164.

にされ、 $q^1$  が  $q^2$  よりも選好されることが明らかにされ…… $q^{k-1}$  が  $q^k$  よりも選好されることが明らかにされるときは、 $q^k$  が  $q^0$  よりも選好されることが明らかにされることは決してない。) に常に合致して行動する消費者は無差別曲線図を持っていることを証明している、がそれである。この様に顕示選好理論は choice theory を上述の如く基礎づけるという役割を果たしたといえるであろう。そして西部が、合理的選択自体に望ましさを見出す、というときの合理的選択とは、顕示選好理論の二つの公理に合致する様に行動する消費者の選択ということになるであろう。

④ そこで choice theory の立場からパレート基準或いはパレート最適というものを再定式化してみよう。今  $n$  人の個人がおりその内の例えば任意の一人以外の残余の個人の効用を一定のままにしておいてこの個人の効用を更に増大させうるならば、いまだパレート最適ではないということになる。換言すればこの個人の効用を増大させるとき残余の個人(すべて或いは一部)の効用の減少が発生する如き状態はパレート最適であるということになるのである。以上は効用概念を使った従来のパレート最適の規定であるが、ここでこの規定から効用概念を抜き去ってみよう。このときには次の様になる。即ち、残余の個人の選択内容をそのままにしておいて例えば任意の個人に新たな選択の機会が与えられるとして、彼が従来の選択内容を変更するときには、いまだパレート最適ではないということになる。換言すれば例えば任意の一個人が自発的に選択内容の変更を行うときに、残余の個人(すべて或いは一部)が既存の選択内容の非自発的な変更を強いられる如き状態こそがパレート最適であるということになる。自発的な選択の変更、非自発的な選択の変更という概念を使ってパレート基準或いはパレート最適を choice theory に忠実に再規定してみるとこの様になると思われるが、このとき合理的選択自体に望ましさを見出す以外に効用概念を捨てることと効率性概念従ってパレート基準を両立させる途はなく、しかもその場合には「形式合理的に選択された結果はすべて望ましい」という経験的

にみて殆んど無意味な価値観が導出される、という西部の主張の意味が明らかになると思われるのである。

⑤ 西部の主張を我々なりに解釈するとき、*choice thory* と両立しうるパレート基準は個人の自発的な、しかも形式的に合理的な（西部の意味での）選択自体をどこまでも尊重するというものになってしまい、その選択の善悪等はいっさい問われぬということになるわけである。けれども功利主義的説明にあってさえも、この様な自発的にして形式的に合理的な選択自体が望ましいのではなく、その様な選択は彼に快樂の増大をもたらすが故に行われたのであり、快樂の増大は善であるから、望ましいと価値判断しているわけである。西部はこれを実質的合理性（西部の意味での）が考慮せられているというのであるが、この様な説明をいっさい与えることなく、ただ単に自発的で形式的に合理的な選択自体を望ましいとする価値観は政策判断の基準としては物の役に立たぬといわねばならぬであろう。この様に *choice theory* と両立しうるパレート基準は政策判断の基準としては役に立たず、そのことが分らぬわけではないので、とくに *Welfare Ecomonics* のレベルでは功利主義的説明への立ち戻りがそれこそ *institutional* な仕方で行われるということになるのである。

⑥ この様な次第で西部のいう様に新古典派は効用概念を捨て切っていないと結論せざるをえないのであるが、もしそうであれば *choice theory* や顕示選好理論の出現にも拘らず、実態には少しも変化がないということになって、（とくに *welfare economics* のレベルで）Kapp の批判は依然として有効であるということになるであろう。

⑦ 基数効用理論や序数効用理論に対して批判的な我々といえども、消費者が限られた予算を十分に熟慮して支出せざるをえない場合には次の様な原理に従っているであろうことは認めている。その原理とは緊急性の原理とでも名付くべきものである。緊急性の原理というのは、消費者がより緊急であると判断する財或いは用役への支出を優先させつつ予算を消化するということであ

る。しかし緊急性の原理に従った消費活動と基数効用にしろ序数効用にしろその極大化を求めての消費活動とは必ずしも同一ではないのである。緊急性の原理に従った消費活動の結果特定の消費者が財、用役のベクトル  $(\bar{q}_A, \bar{q}_B)$  を選択したとしよう。なお単純化のために、財、用役は二種類で A, B とし、その消費量を  $q_A, q_B$  その価格を  $P_A, P_B$  予算を  $\bar{M}$  とし、 $\bar{M} = P_A q_A + P_B q_B$  が成立する様にこの消費者は予算を消化するものとしておこう。この場合主張しうることは、緊急性の原理に従った結果この消費者は  $(\bar{q}_A, \bar{q}_B)$  を選択したということのみである。確かにここには緊急の原理に従う、という形で説明が与えられている。しかしこの説明はこの組合せが当該消費者に基数効用なり序数効用なりの極大化をもたらすからだという事を少しも述べていない。仮りに序数効用の極大化をもたらされるという説明を採用するならば、次の様な問題点が出てくるであろう。この消費者は  $(\bar{q}_A, \bar{q}_B)$  を選択し、それ以外の例えば  $(\bar{q}_A, \bar{q}_B)$  という選択を行わなかったわけであるがこのことを説明するために  $u(\bar{q}_A, \bar{q}_B) > u(\bar{q}_A, \bar{q}_B)$  (但し  $u$  は序数効用で、大小の比較のみ可能) ということが、証明せられねばならない。しかしこのためにはやはり  $\alpha u_A(\bar{q}_A) + \beta u_B(\bar{q}_B) > \alpha u_A(\bar{q}_A) + \beta u_B(\bar{q}_B)$  ( $\alpha, \beta$  は同質化に際してのウェイト) という計算が可能でなければならぬのではなかろうか。何故なら、もしそうでなければ  $\{u_A(\bar{q}_A), u_B(\bar{q}_B)\}$  と  $\{u_A(\bar{q}_A), u_B(\bar{q}_B)\}$  とを比較して前者がより大なる効用をもたらすということは何んらかの方法で明らかにしなければならぬが、この様なことは不可能であると思われるからである。従って序数効用の大小の比較にあっても、異質の効用  $u_A, u_B$  の加算が可能でなければならぬと思われるがこのことは効用の基数性を認めることに外ならぬであろう。相違点は基数効用の理論では  $u(\bar{q}_A, \bar{q}_B), u(\bar{q}_A, \bar{q}_B)$  とが共に基数として加減乗除できるというわけであったが、この様な序数効用理論では、 $u(\bar{q}_A, \bar{q}_B), u(\bar{q}_A, \bar{q}_B)$  は各々計算しうるし、従って各々が基数であるはずなのに、その加減乗除は不可能で、大小の比較のみが可能であるというはなはだ矛盾した結果にならざるをえないのである。その故に序数効用の立場を貫ぬくには  $\alpha u_A + \beta u_B$  という計算を

認めるわけにはいかないが、しかしその場合にはどの様にして  $\{u_A(\bar{q}_A), u_B(\bar{q}_B)\}$  と  $\{u_A(\bar{q}_A), u_B(\bar{q}_B)\}$  とを、効用の大小比較という形で、比較しうるのであろうか、この点が我々には不可解であるわけである。従って我々は当初に述べた様に、緊急性の原理に従った消費活動の結果この消費者は  $(\bar{q}_A, \bar{q}_B)$  を選択したということ以上のことはいいえぬと思うわけである。更に注意すべきことは、特定の財、用役への支出が消費者にとってより緊急であるということはその様な支出が彼により大なる快樂、効用、満足を与えるということとは必ずしも同一ではないということである。つまり彼がどの様な支出をより緊急とするかの背景には様々の原因が伏在しているわけで、功利主義的な快・不快、従って、効用・非効用のみによって説明しきれるものではないわけである。なお、M. ウェーバーは、我々が緊急性の原理と名付けたものと限界効用の原理とを同一であるかの如き説明を与えているが、<sup>(33)</sup>我々はこの様な考え方をとらぬことを、ここで明らかにしておこう。

### 3. (ii) に関して

3.1 我々は今迄稀少性の影響下にある合理的行動という概念を使用してきたが、その際‘稀少性の影響下にある’という限定句と合理的行動（但し最小の犠牲で最大の効果をあげるべく人間の知力をフルに活用するという意味での）とを何んらの疑問をも呈せず、結びつけてきた。つまり我々は‘稀少性の影響下にある’人間は、そのことの故に、自ら合理的に行動するかの如く考えてきた。そこでこの点に論及することにしよう。

3.2 (i) 既述の如く Kapp は L. Robbins の経済学の定義を説明した際に、*a particular form of behaviour, namely human conduct under the influence of scarcity*<sup>(34)</sup> という表現を用い、更に同じことを *rational action under conditions of scarcity*<sup>(35)</sup> と表現している。この様に Kapp の解釈せる L. Robbins に

(33) M. ウェーバー、社会学の基礎概念（阿閉・内藤訳）、p. 41.

(34) Kapp, ④ p. 1.

(35) Kapp, ⑤ p. 210.



あつては、稀少性の影響下にある行動とは合理的行動に外ならぬわけであるが、我々は必ずしもこの様に考えていないのである。

(ii) 稀少性の影響下にあるということは、いう迄もなく、人間（個人及び“社会”）がその欲望を充足するに際して不可欠なる goods が、欲望充足要求との対比において不足しているという事実の影響下にあるということである。従つて、人間が稀少性の影響下にあるということはとくに goods の範囲を拡大するときには歴史的社会的制約を超越せる事実と考えざるをえぬであろう。このことから、稀少性の影響下にある人間が常に合理的行動をとるとは限らぬということが明らかになると思われる。

(iii) 我々は人間の欲望充足要求との対比における goods の不足と述べたが、ここで goods とは人間の欲望充足に不可欠なるいっさいのものを意味している。従つて時間の如きものも含まれており、一日24時間という時間の有限性も又、人間を稀少性の影響下におくわけである。例えば、良寛の如き、虚飾的な欲望をいっさい捨て去つた人間の場合でも、衣食住にかかわる基本的欲望の最小限の充足、漢詩、和歌、書等への文化的欲望の充足、更には村童との戯れとか飲酒の欲望の充足は、欠かしえぬものである。従つて生活の貯えがつきると彼は托鉢に行かねばならない。そしてこの間は残余の欲望の充足を断念しなければならぬであろう。つまり有限の時間というものが、良寛の如きいうなれば極小欲望人をさえ稀少性の影響下においている。けれども彼は合理的にこの問題に対処するとは限らないわけである。<sup>(36)</sup>

(iv) 従つて、‘人間が稀少性の影響下にある’ということが、歴史的社会的制約を超越せる事実であると考えすることは、とくに goods の範囲を拡大する

---

(36) 良寛の如き極小欲望人を引き合いに出して、稀少性の影響下にある人間が、合理的に行動するとは限らないということを説明するのはいささか的はずれの感がある。しかし我々は、ここでこの様な説明を与えているのではない。良寛の如き人物でさえ、時間という稀少なる goods の費消にあたっては稀少性の影響下におかれているということを述べているわけである。

ときには誤りであるとは思われない（いう迄もなく、稀少性の大小、欠乏感の大小には違いがあるし、goods を物財の範囲に限定する場合には、この様な主張が成り立つかどうかには問題がのこるかもしれないが。）けれども‘稀少性の影響下にある’人間がどの様に行動するかということになると、合理的なる場合もあるし、そうでない場合もあって、このこと自体が歴史的社会的な制約下にあると考えねばならぬであろう。

(V) 我々は経済というものを人間の欲望充足に不可欠なる物財の調達を核に据えてとらえていくという考え方をしている<sup>(Y)</sup>。いう迄もなくこの考え方は、経済行為＝稀少性の影響下にある合理的行動という L. Robbins 流の、或いは traditional economics のとらえ方とはその本質を異にしている。後者の場合には、有限なる時間をどの様に配分するかという問題も又経済問題ということになるであろうが、これは節約 (economizing) 行為一般を経済行為とみなす考え方であって、我々はこの様な考え方をとらないのである。経済或いは経済行為の定義が、経済学の視座につながることを考えるとき、Kapp が指摘する様に L. Robbins 流の考え方では合理的ならざる仕方で、例えば institutional な仕方で行われる経済行為は我々の視界から欠落してしまうからである。この様に経済行為を稀少性の影響下にある合理的行動と規定するか、物財調達行為を核としてとらえていくという考え方をとるかは決して単なる定義の問題ではなく、経済学の視界 (scope) にかかわる問題であることが明らかになるが、類似の見解を主張している学者として K. ポラニーをあげることが出来るであろう。そこで、以下 K. ポラニー「人間の経済」(‘The livelihood of man’, 王野井, 栗本訳) の編者序文における該当部分を、私見を交えつつ明らかにすることにしよう。

(Y) 我々は、物財調達行為を核にすえて経済行為をとらえる、といういい方をしているが、核といういい方をした背景には少くとも 2 つの事情がある。一つは人間が自然に働

---

(37) (U) を参照されたい。

きかけ、自然を变形して人間の欲望充足に不可欠な物財をつくり出すということの中に経済行為の始源的な意味があり、今日でもその重要性には変りはないということ、とくに近代資本主義以前の経済社会にあってはこのことの重要性はますます高まること、もう一つはこの様な人間の欲望の中で最も重要なものが衣食住にかかわる或いは人間の生命維持にかかわる基本的な欲望であって、その様な欲望を充足する上で不可欠なる物財の調達こそが経済行為のいわば核の核であるということは何んとか示唆しておきたいこと、がそれである。けれども、これらの点を承知した上でならば経済行為を端的に財調達行為（財とは物財、及び用役のことである）と規定してもよいわけである。市場経済の侵透は、多様な用役（サービス）の商品化を押し進めているが、このことを考えるとき、経済行為を財調達行為と規定することは、妥当なることといえるであろうからである。そして重要な論点は経済或いは経済行為を規定するに際して、合理性の契機をとり入れていないということにあるわけである。要するに我々の見解は、経済の本質を規定するに際して、合理性の契機をとり去り、物財の調達の変らざる意義を強調するという特徴を持っているわけである。

3.3 (i), K. ポラニーの主張の要点は次の如くである。

① K. ポラニーの最初の理論的関心は経済 (economy) という語のもつ意味についてであった。つまり、経済学者の形式的定義（経済的な合理的行動の論理から派生してくるもの）と社会の中で物的手段をつくるという実体的＝実在的 (substantive) な側面におけるより古くからあり、より日常的な経済の意味合いとをひとまとめにしたところから生じる混乱に対して、K. ポラニーは最初の理論的関心を示した。

② これは単に意味論上の問題ではなく、いかなる場所の、又歴史上のいかなる時点の経済を研究しようとするすべての研究が遭遇する問題の核心に迫る如き関心であった。

③ 「経済の社会における位置の変化」ということが、K. ポラニーの関心の中心にあった問題であるが、もし人が西欧自由主義の経済理論から手掛りをつかもうとするなら、経済制度とはいったい何であり、それはどこに存在するかという一経済の社会における位置に関する一問題は探究者に謎としか映じなかつたといえよう。

④ 純粹経済理論は **economizing** という人間活動の一側面を扱う。それは従って一種の合目的的な行動を確認し論理的に定式化する。けれどもそうした人間活動の経済的側面はいかなる特定の制度的なよりどころをも持っていない(稀少性の影響下にある合理的行動＝経済活動という考え方からは、その様な経済活動の制度的なよりどころを見出しえないということであり、従って、社会における経済の位置の変化という問題自体がとり扱えないということであろう、筆者)。

⑤ けれども経済学者は近代西欧経済の制度的拠点と経済化 (**economizing**) の行動とを荒っぽく一致させることによって、問題の謎を解決してしまう。西欧自由主義の伝統の中で経済学者達が研究している経験上の現実性とは、市場・貨幣・価格のシステムであるが、それは我々すべてを経済家 (**economizer**) にしてしまいがちなシステムのことなのである。だがここには経済に関心を持つすべての社会学者にとって明らかな危険が秘んでいる。もし自由主義の伝統下にある経済学者達が実際に研究している社会のリアリティがすべての社会における経済と同一のものとみなされるなら、あらゆる場所でのすべての現実の経済活動は市場のイメージの中に見出されがちとなるであろう(経済学者は稀少性の影響下にある合理的行動＝経済活動の制度的拠点を市場・貨幣・価格システムに見出す、そしてこの様なシステムを制度的拠点とする経済化行動 (**economizing behaviour**) という概念によりつつ、あらゆる場所、あらゆる時点での経済の解明にとりくもうとする、しかしこれはきわめて危険な考え方である、ということであろう。筆者)

⑥ 私有財産と自由契約の法的関係の中で、またその〈経済化〉の文化的脈絡の中で機能する競争的な市場—貨幣—価格の複合体というものは、人間の歴史の大半を通して存在しなかったか、せいぜい従属的な役割しか果さなかったということ、**K. ポラニー**は明らかにした。彼は、市場によって秩序づけられた制度的複合物がすべての諸社会における経済と同じ様に一致するものではな

いということを描するのに苦心を払ったのである。

⑦ K. ポラニーがとった基本的解決法は、経済を生活上の物的な手段の供給という領域でとらえる認識に立ち戻ること、並びにその様な領域が占める様々の社会における位置を様々の制度上の枠組を検出することによって明らかにすることであった。(物財の調達を核にすえて、経済をとらえるという我々の考え方と、K. ポラニーの考え方との間の近親性がここに明らかにせられているであろう。又、経済活動を規定し方向づける枠組或いは鑄型としての慣習つまり *institution* を重視する *Ins. Ecs.* の考え方と、K. ポラニーの考え方との間にも相通じるものがあることが推察しうるであろう。筆者)

⑧ この様に考えてのみ「社会における経済の位置の変化」という K. ポラニーの根本問題に対する妥当なる視座が開かれることになる。どの社会も皆何んとかしてその生存を維持するための物的手段を見出さねばならず、この様な意味での経済活動は明明白白なる事実であるが、この様な経済活動は異なる社会では異なる仕方で組織せられ、異なる動機によって営まれ、更には異なる物や技術が用いられるであろう。そしてこの様な相違を明らかにすることこそが、社会における経済の位置の変化という問題に答えることにつながるのである。<sup>(38)</sup>

(iii) この様に K. ポラニーにあっても、経済は我々と近い形で、つまり生活上の物的手段の供給という領域としてとらえられており、彼がこの様な *substantive definition* を重視した根拠は彼の認識目的と問題意識に求められうるであろう。彼の認識目的とは様々の社会における経済の位置の変化の究明ということであるが、この様な認識目的をささえた彼の問題意識とは、やはりこの書物の編者序文によれば次の如きものであった。即ち、彼の仕事のすべてにおいてより深い意味を持ち、一貫したテーマをなすものは社会哲学及び政治哲学の領域にある。ごく簡単にいうなら、彼の関心は近代西欧の市場システムが人間社会それ自体の総体的機能と完全性とを剥奪してしまったこと、そして経済価

(38) 以上①～⑧は、K. ポラニー上掲邦訳、編著序文、p. 48-50.

値を支配的地位におし上げ人間と自然をとともども商品に変えてしまったこと、即ち、彼が「大転換」の中で述べた様に、すべてが自己調整市場という「悪魔のひき臼」に投げ込まれる飼料となってしまったことであった。彼の歴史研究の全体の背景にあって索引力をなしていたのは、つねにこうした状態があったわけではないという確信だった。また社会の完結性を維持しつつも、人間の暮らしに必要なものを生産し分配することが可能であったということ、更に又市場の出現に先立った歴史は人間の運命を多彩な社会的、政治的、文化的社会制度へと復帰させていく方向づけの可能性をさぐる多くの手掛りを与えてくれるということの確信であった<sup>(39)</sup> (Z)，がそれである。

(Z) 以上 K. ポラニー「人間の経済」編者序文によって、K. ポラニーによる経済の規定を明らかにしたが、編者序文を使ったのは、そこで K. ポラニーの問題意識、認識目的等彼の経済思想の本質を理解する上で重要な要点が巧みにまとめられていたからである。K. ポラニー自身による経済の規定をめぐる考察は、「人間の経済」第一部第二章、「経済的」という言葉の二つの意味（邦書 p. 58~81）を参照されたいが、以下、興味深い二つの論点を提示しておこう。

(I) K. ポラニーは、形式的意味の経済とは区別せられている実体=実在的 (substantive) 意味の経済について次の様に述べている。即ち、「実体=実在的な意味は要するに、人間が生活のために自然及び彼の仲間達に明白に依存するというに由来する。人間は自分自身と自然環境のあいだの制度化された相互作用のおかげで生き永らえる。この過程が経済なのである。それは人間に物質的欲求を満たす手段を提供する。しかしこの語句を満たされるべき欲求がたとえば食料や住居のようにもっぱら肉体的に必要なものだとすることを意味していると受けとってはいけない。それが人間にとっていかに基本的なものであろうとも、この様な意味に限定してしまうと経済の領域がとほうもなく限られてしまうからである。欲求ではなくて手段が物質的なのである。有用物がいったい飢を防ぐために要求されているか、それとも教育、軍事、あるいは宗教的目的のために必要とされているのかを問うことはどうでもよいことである。人間の欲求がその充足のために物質的なものに依存するかぎりによって指示される関係は経済的である。「経済的」とはここでは「物質的欲求をみたす過程との関連をもつこと以外のなにものをも意味しない。人間の暮らしを研究することはこうした実体=実在的な意味での経済を研究することである。そして

(39) K. ポラニー，前掲邦訳，p. 62-63.

本書全体を通して「経済的」というのはこの意味で用いられる」(p. 59~60) がそれである。K. ポラニーの実体=実在的意味の経済とは、我々の所謂物財調達行為に外ならぬことが明らかであろう。

(2) もう一つの興味深い論点は、K. メンガーが、遺稿版「原理」の中で、経済の2つの意味をはっきりと識別していたという K. ポラニーの指摘である。K. ポラニーは、「メンガーが説明したところによれば経済にはふたつの「基本的な方向」があって、ひとつは手段の不十分なことから生じる経済化の方向であるがもうひとつは「テクノ・エコノミック」と彼が呼ぶところの方向で、手段の十分、不十分にかかわりなく、生産の物理的・必要からくるものであった」(p. 64~65) と述べたあとに、メンガー自身の次の如き説明を引用している。即ち「私が人間の経済のとりうるふたつの方向、すなわち技術的方向と経済化への方向とを基本的なものとして指摘するのはこの理由によるのである。たとえ現実の経済によってさきのふたつの節で示されたこの二方向が、ひとつのルール（傍点ポラニー）としていっしょに生じるとしても、そして実際にはほとんど（傍点ポラニー）別々に見出されることはないにしても、やはりこのふつは本質的に異なるそして互に独立した源泉から（傍点メンガー）湧き出てくるものなのである。経済活動のいくつかの分野ではふたつは実際に別個に生じる。そしてまた、想像可能といえるいくつかのタイプの経済においては実際、どちらかがきまって他方を伴うことなしに現われるということがありうる。…人間の経済がとろうとするこのふたつの方向は、互に依存しあっているのではない。両者ともに本源的であり、基本的である。それらが現実の経済においてきまって結びついて現われるのは、ただそのおのおのの発生原因となる諸要因がほぼ（傍点ポラニー）例外なしにたまたま一致しているという事情によるだけである」(p. 65~66, Carl Menger, Grundsätze der Volkswirtschaftslehre, ed, Karl Menger Vinna: 1923, p. 77) そして、K. ポラニーは、メンガーの遺稿版「原理」に対する学界の扱いを次の様に批判的に描写している。即ち、「しかしながらメンガーのこの基本的事実に関する議論は忘れ去られてしまったのであった。経済のとりうるふたつの方向を区別した遺稿版はいまだに英訳されていない。新古典派経済学として定式化された理論はどれをとっても（ライオネル・ロビンズの1935年の著作を含めて）このふたつの方向を扱っていない。ロンドン・スクール・オブ・エコノミクスが稀観本シリーズの一環として1933年にとりあげたのは1877年の「原理」初版の方であった。F.A. ハイエクはこの「複製版」への序文のなかで〔第二版の〕草稿が「断片的で系統立っていない」ものとかたづけられることによって、メンガー没後の遺稿版を経済学者達のまじめな関心からわきえそらすのに手を貸すことになったのである。……十七年後の1950年、F.H. ナイトの序文をつけて「原理」が英訳されたときも、第二版の半分長さの第1版がふたたび選ばれたのであった。しかも翻訳は全編をとおして、wirtschaftend（文字通りには「経済活動に従事する」）という語に、economizing（「経済化」）

という訳をあてはめたのである。メンガー自身によれば、*economizing* は *wirtschaftend* の訳ではなく、*sparend* の訳であった。そしてメンガーはこの語を遺稿版ではっきり取り入れることによって、稀少な手段の配分と稀少性を必ずしも含まない経済のもうひとつの方向とを区別しようと企てていたのである。メンガーによって開拓された価格理論の輝しく強固な業績の故に、新しい「経済化」への方向、すなわち経済的（エコノミック）の形式的意味が経済の意味として定着し、稀少性による制約を必ずしも受けない意味づけすなわち伝統的だが一見平凡な「実体＝実在的であること」の意味は学問上の地位を失って結局忘れられてしまったのである。新古典派経済学は前者の新しい意味の上に基礎を確立した。一方それと同時に旧来の物質的あるいは実体＝実在的な意味は人の意識から消え経済思想との一体性を失ってしまったのである」(p. 66～67)。

3.4 我々は‘稀少性の影響下にある’という限定句の考察から始めて、経済の規定にまで説き及んだわけであるが、その理由は次の如くである。

Kapp は稀少性の影響下にある合理的行動を経済行動と考え、それを視座に据えて経済学研究にとりくむことの弊害を指摘したわけであるが、この際彼が専ら問題としたのは、経済活動の主体としての人間や、人間行動の側面であった。つまり Kapp は *homo economicus* よりも *institutional man* を、稀少性の影響下にある合理的行動よりも *institutional behaviour* を重視しなければならぬと主張したわけであった。しかしこの様な Kapp の主張は経済それ自体の規定を何んら積極的に明らかにしているわけではない。確かに経済行動を稀少性の影響下にある合理的行動とする考え方、つまり K. ポラニーの所謂形式的定義は否定せられているが議論はそれ以上に及んでいないわけである。その様な次第で我々は、K. ポラニーを媒介しつつ、経済それ自体の規定に論及しなければならなかったのである。

最後に目次の形を借りて、現代制度派経済学序説と題する我々の考察の大略を提示しておこう。

- I. はじめに
- II. 制度派経済学の定義をめぐって
- III. 制度派経済学の経済活動の主体としての人間行動のとらえ方をめぐって
- IV. IIIへの補論



- V. 制度派経済学の諸特徴の列举
- VI. 伝統的経済分析の先入観並びに隠された規範的要素への共通の批判をめぐって
- VII. closed system と open system, open system としての economic system について
- VIII. 動態的社会経済過程解明の論理としての 累積的循環的因果関係の 原理という仮説について
- IX. 経済及び社会生活における紛争, 強制, 勢力への関心をめぐって
- X. Social cost, Social benefit という事象への関心, 並びに福祉, 効率, 意志の最適性を規定するにあたって市場価格を唯一の基準とすることへの批判をめぐって
- XI. normative science 或いは political science としての制度派経済学
- XII. 結び

なお, I~IVは, 本論稿現代制度派経済学序説(1)の目次である。又 V~XII は以後の考察予定項目であって, 表題の修正, 補論の挿入等若干の変更が生じるかも知れぬことをお言断りしておきたい。

(続 く)